

重商主義期の戦争とイギリスの財政統計 ——近代イギリスにおける租税・財政政策と「政治算術」——

藤 田 哲 雄
(受付 2005年10月11日)

目 次

問 題 の 所 在

1 章 18世紀中葉イギリスの財政統計

2 章 対仏戦争期（1793–1815年）におけるピット、アディントン¹⁾の所得税と財政統計

結 語

問 題 の 所 在

「政治算術」**Political Arithmetic**の成立 17世紀中葉に誕生した「政治算術」**Political Arithmetic**は、その合理主義的思考様式から17世紀「科学革命」**Scientific Revolution**、あるいは「啓蒙主義」**Enlightenment**の所産と一般的に言われているが¹⁾、と同時に「政治算術」成立の背景にヨーロッパにおける政治的軍事的覇権を巡って惹き起こされた戦争の存在も否定できないであろう。イギリス（イングランド）は1688年の名誉革命を挟む過程、換言すれば、「重商主義の時代」に一連の対外戦争、すなわち三次にわたる対オランダ戦争（1652–4年、1665–7年、1672–4年）、名誉革命以降の九年戦争（1689–97年）、スペイン継承戦争（1702–13年）、オーストリア継承戦争（1740–8年）、七年戦争（1756–63年）、アメリカ独立戦争（1776–83年）そして、対仏戦争（1793–1815年）を経験した。まさしく17世紀から18世紀はイギリスにとって「戦争の世紀」であった。その戦争の最中にペティ**William Petty**やダヴナント**Charles Davenant**によって礎石が築かれ、後に様々な人々によって展開・彫琢された経済・財政の理論はしばしば「政治算術」と称されるように国家財政さらには経済の定量分析に着手するとともに、財政運営の担当者に対する政策提言の術の性格を有

1) Cf. E. S. Pearson, ed., *The History of Statistics in the 17th and 18th Centuries against the changing background of intellectual, scientific and religious thoughts. Lectures by Karl Pearson given at University College London during the academic sessions 1921–1933*, London: Charles Griffin, 1978.

していた。と同時に「政治算術」の出現は税務行政の領域で中央集権的官僚制の色彩の濃いイギリス国家が経済・財政運営の現場で政治算術の理論・知識を利用し、国家財政自体を操作可能であると看做す思考様式の出現を意味していると言える。確かに、国家財政の運営の現場では予算制度の整備・確立、さらには相次ぐ対外戦争に伴って所定の期日までに所定の金額を国庫に納入する必要がある、必要な歳入額、すなわち租税徴収額²⁾や国債発行額をヨリ確實・精確に担保するために「富」wealth, 「国富」national wealth, 「国の総所得」whole income of country, 「国民所得」national income の定性分析, 換言すれば「富」^{ウエルス}「国富」^{ナショナル・ウエルス}「国の総所得」^{ホール・インカム・オブ・カントリー}「国民所得」^{ナショナル・インカム}の本質解明に加えて、「富」「国富」「国の総所得」「国民所得」の定量分析, 換言すれば数量的把握が基礎的かつ不可避な作業となっていたのである。

統計と概念の整序 「富」「国富」「国の総所得」「国民所得」の定量分析にとって関連する統計データ収集と数学的処理方法の確立は不可欠であるにしても、統計データはそれ自体、現実世界を精確に寸分違わず数値に変換するものではないだろう。統計データは対象となる「サンプル」、例えば賃金 wage, 価格 price と云ったサンプル自体の概念の整序と、その「概念」を精確に数値に反映させるべく組織されたデータ収集機構とが同時に存在して、初めて意味のあるデータとなる。が、実際には近似のサンプルからなるデータをもって代替する場合が多々ある。したがって、対象となるサンプルの「概念」自体が曖昧模糊としている——例えば、本稿で扱う「国民所得」National Income 概念がそうである——場合、あるいは、統計データ収集の組織・制度が不備である場合、獲得された統計データもまた曖昧かつ意味のない数値に留まると言える。かつてケインズ John Maynard Keynes は第二次世界大戦勃発直後の1940年に、第一次世界大戦期の際に経験した戦費調達之苦い結果を踏まえて『戦費調達論』で新たな戦費調達の方法を提示したが、彼はそこでこの時期のイギリスの「国民所得」^{ナショナル・インカム}に関する統計データに大きな問題点が内蔵されている理由を明確に述べている。「国民所得」に関して、一般的に知られている各種推定に大きな違いがあるのは、厳密な統計上の差異と言うよりも——たとえそれらの基礎にある統計的推定の多くが不確実なものにせよ——、「国民所得——引用文中の〔 〕内の注記は引用者のもの、断りの無い限り以下同様〕概念の意味について意見が様々に分かれていることに起因している³⁾」。

- 2) 租税徴収額は一般的には一国の経済力、経済の規模に依存すると言えるが、それとともに効率的な査定 assessment・徴税 collection 機構の存在と精確な会計簿 account を作成する能力に依存する。加えて、予算制度の下では実収入額は概算 estimate の範囲内に納まり、その意味で予測可能な税額であることが求められるものの、税収予測が経験則に拠るものか、課税財産の計算に基づくものかの違いがある。
- 3) John Maynard Keynes, *How to Pay for the War. A radical plan for the Chancellor of the Exchequer*, London: Macmillan, 1940, p. 79 [救仁卿繁訳『戦費と国民経済』東亜書房, 1940年, 137頁, 訳文は変更]。

ケインズが言及している国民所得統計の整備作業は1940年代初頭のイギリス国家が抱えていた緊急の財政的課題、すなわち第二次世界大戦遂行に際して必要とされる戦費を効率的かつ国民経済に甚大な影響を及ぼすことなく調達する方法を確立する過程でもあった⁴⁾。第一次世界大戦期におけるイギリスは、開戦（1914年8月4日）初期に金融秩序の維持に向けての特段の配慮と臨時的借り入れの実施以外、戦費調達で大規模な資金調達策を採らなかった。イギリス政府はイギリスの財政能力と国際金融市場、すなわち租税と資本市場における借入金とによる戦費財源の調達力に全幅の信頼を置き、財政能力——ドイツ帝国財政は恒常的に財政赤字であり、イギリスに比較して高金利の借入金に依存せざるを得なかった——で敵国ドイツ帝国に圧倒的優位に立っていると考えたのであった⁵⁾。最初の戦時予算案は1914年11月17日に議会に提出されるが、それは19世紀イギリスの戦費調達の常道である租税増徴、とりわけ超過所得税 *Surtax* を含む所得税 *Income Tax* の増税による戦費確保策を中心とし、借入金を追加的に用いる構想であった⁶⁾。戦争が長期化する気配が濃厚となった1915年以降、イギリスは前例のない規模の国債発行によって必要とされた戦費調達を余儀なくされたのである。こうして、1915年以降、資本市場・民間経済に投入された大量の国家資金とそれによる民間経済活動の刺激はイギリスが平時経済に復帰した時に民間の経済活動を攪乱させる要因となったのである。この第一次世界大戦における戦費調達を巡る苦い経験を踏まえて、国民経済に打撃を与えることなく第二次世界大戦遂行に要する巨額の戦費を効率的に調達する手法の開発が求められた⁷⁾。そのためにも国民所得「概念」の整序と国民所得「統計」の整理とがともに不可欠であった。

重商主義期のイギリス財政理論研究史 ここで、わが国における重商主義期、すなわち17世

-
- 4) *British Parliamentary Papers* [以下、BPPと略記する]、1941 (Cmd. 6261), *An Analysis of the Sources of War Finance and the Estimate of the National Income and Expenditure in 1938 and 1940*. この文献については、Richard Stone, *The use and development of national income and expenditure estimates*, in D. N. Chester, ed., *Lessons of British War Economy*, Cambridge: Cambridge UP, 1951. なお、この種のデータは継続的に作成された。
- 5) ドイツ帝国との戦争が可避不能と考えられた1910年に、租税とりわけ所得税の増税を中心としたイギリスの伝統的戦費調達方法を批判しドイツ帝国で同時期鋭意研究が進められていた借入金による戦費調達をイギリスでも採用することを薦める異端の見解を献策した著作が出されたが、イギリス政府の採用するところではなかった。cf. Captain R. S. Hamilton-Grace, *Finance and War*, London: Hugh Rees, 1910. 第一次世界大戦直前・勃発直後においてもイギリスの財政力、すなわち租税とりわけ所得税・超過所得税の租税調達力と資本市場における借入金調達力に対する信頼はグラッドストーンであるハースト Francis W. Hirst を含めて識者の間では揺ぎ無かった。W. R. Lawson, *Modern Wars and War Taxes. A manual of military finance*, Edinburgh: William Blackwood, 1912; E. F. Davies, *The Finances of Great Britain and Germany*, London: T. Fisher Unwin, n. d.; Francis W. Hirst, *The Political Economy of War*, London: J. M. Dent, 1915.
- 6) 拙稿「1909/10年予算案と第一次世界大戦（上）（下）」『経済科学研究 [広島修道大学]』8巻1号・2号、2004年9月、2005年2月、参照。
- 7) R. S. Sayer, *Financial Policy 1939-45*, London: Her Majesty's Stationary Office and Longmans, Green, 1956.

紀から18世紀のイギリス財政理論に関する研究史に触れておこう。わが国のイギリス重商主義・古典派経済学の研究は習慣的な時代区分に従えば、戦前・戦後を通じて研究業績を積み上げてきたが、重商主義期の政治算術 **Political Arithmetic**、政治経済学 **Political Economy** を研究する際には、ペティが「政治算術」を「数 **Number**・重量 **Weight**・尺度 **Measurer** を用いて表現」する学と定義し、ダヴナントが、「政治算術とは統治に関する事柄を数字に基づいて推論する術 **Art of Reasoning** のことである」と定義したことに留意したうえで、主として政治算術・政治経済学的著作が展開した「富」^{ウエルス}「国富」^{ナショナル・ウエルス}の定性分析（本質究明）に着目し、政治算術・政治経済学が展開した「価値論」「価格論」、あるいは経済の「数量化」の概念や手法を再構成することに研究関心を集中させている⁸⁾。その一方で、政策立案に際して様々な論者によって提出された「富」^{インカム}「国富」「所得」の定量分析の結果と、定量分析に不可欠な主として租税関係のデータから得られた統計データ、すなわち海外貿易、関税関係の統計、あるいは租税・国債を含む公債関係の財政統計それ自体に対して研究関心は薄いように思える⁹⁾。本稿ではかかる18世紀における政治算術・政治経済学の具体的な政策的提言を、統計データ作成の在り方、ならびに彼らがいかに「数値」——具体的な政策提言に際して彼らが最も注意を傾注したと思われる「数値」——を獲得したのかに着目し叙述を進めた。そ

- 8) 重商主義期のイギリス財政理論に関する最近の優れた研究である、大倉正雄『イギリス財政史——重商主義期の戦争・国家・経済』日本経済評論社、2000年、参照。大倉は最近の論考で、「[ペティの政治算術]の分析方法はキング、ダヴナント、ヤング、チャーマーズによって継承されたけれども、18世紀末まで命脈を保っているにすぎない」としている。大倉正雄「ウィリアム・ペティ」坂本達哉編著『経済思想3 黎明期の経済学』日本経済評論社、2005年、5頁、参照。果たしてそうであろうか。なお、本稿では「重商主義の時代」を「17世紀から18世紀」と同義語と看做している。ただし、本稿では重商主義の「本質」解明や、わが国の政策史研究に特徴的な支配的経済的利害を保護するために存在する国家＝「道具的国家」理論、あるいは租税負担の軽重を根拠にした租税政策分析を採っていない。前者は政治（国家）固有の役割を軽視している点、後者は租税負担の測定が実証的分析を伴わない理論に基づいている点、に大きな疑問を抱いているからである。例えば、内国消費税 **Excise** すなわち大衆課税と言うわが国では当然視されている理解は正しいであろうか。オブライエンはこの理解に疑問を投げかけ「間接税の負担者と影響は、政府が選択する商品とサービス次第で変化することは言を俟たない」と断言した。Patrick K. O'Brien, *The political economy of British taxation, 1660–1815*, *Economic History Review*, 2nd series, 41 (1988), p. 12 [玉木俊明訳「イギリス税制のポリティカル・エコノミー——1660–1815年」パトリック・オブライエン著、秋田茂・玉木俊明訳『帝国主義と工業化1415–1974』ミネルヴァ書房、2000年、所収、177頁]。したがって、本稿では重商主義期の財政がいかなる性格の財政、すなわち重商主義期の財政の「様態」について分析を進めている。なお、わが国では戦後期に数多くの研究業績が重商主義について出されてきたが、最近これらを見直す動きが出ている。竹本・大森編著『重商主義再考』日本経済評論社、2002年、参照。
- 9) ドイツの歴史学派経済学者が、「政治算術」家の分析結果を高く評価したことは良く知られている。cf. W. Roscher, *Zur Geschichte der englischen Volkswirtschaftslehre in sechzehnten und siebzehnten Jahrhundert*, Leipzig [杉本栄一訳『英国経済学史論——16・17両世紀における——』同文館、1929年]。ドイツにおける統計学の発展と社会調査との関係については、J. Adam Tooze, *Statistics and the German State, 1900–1945. The making of modern economic knowledge*, Cambridge: Cambridge UP, 2001. 長屋政勝『ドイツ社会統計方法論史研究』梓出版社、1992年、村上文司『近代ドイツ社会調査史研究』ミネルヴァ書房、2005年、参照。

の際に「ナショナル・インカム国民所得」——本稿では1940年代に定式化される「国民所得」概念ではなく、17世紀以降、論者が様々な意味を込めて使用した概念、具体的には所得税の課税ベースを基礎にした国民所得概念、あるいは1799年以降に実施された所得税の課税ベースを基礎にした所得概念に生産関数を加えた国民所得概念など——、すなわち「ホール・インカム・オブ・カントリー 国 の総所得」「ナショナル・インカム国民所得」を分析の鍵概念として用い18世紀中葉から18世紀末の財政論議・財政政策の分析を進めよう。

注意すべき事はケインズがつとに指摘しているように、戦費財源を可能な限り厳密に算出する作業には、「租税負担能力」taxable capacity の基礎に在る「国の総所得」、あるいは「国民所得」概念を改めて整備する——17世紀以降20世紀初頭に至るまで様々な「政治算術」家・政治経済学者が関心を抱いていたように——ことと、かつての「政治算術」家・政治経済学者と同様に「ホール・インカム・オブ・カントリー 国 の総所得」「ナショナル・インカム国民所得」を具体的な数値・統計データでもって可視的に把握することがともに必要となることである。「国の総所得」「国民所得」に関する統計資料作成の作業は、既に1930年代に多くの経済理論家が国民所得のとの関係で「政治算術」家の分析結果に着目していた。例えば、国民所得計算に業績のあったクラーク Colin Clark は、わが国では経済学の始祖と目されているペティではなく優れた統計データを作成したキング Gregory King を高く評価した¹⁰⁾。「国の総所得」「国民所得」計算の作業は、第二次世界大戦勃発とともに本格的に実施されたが、この作業に加わったのが、後にノーベル賞に輝くストーン Richard Stone である。ちなみに、彼は「政治算術」について一書を纏めている。さらにストーンとともにイギリス重商主義の時代の「政治算術」家の「国の総所得」「国民所得」の算出に関心を抱いたのが、経済史の領域で国民所得推計の先駆的研究業績を挙げたディーン Phyllis Deane であった¹¹⁾。

イギリス国家財政は名誉革命以降の相次ぐ戦争の結果、戦時には増加の一途を辿る戦費の調達に追われ、平時には戦債の処理に多く租税とエネルギーを割かなければならなかった¹²⁾。

- 10) Colin Clark, *National Income and Outlay*, London: Macmillan, 1937, ch.10: Historical statistics of national income. 同様な評価はステュデンスキ、ストーンにもある。cf. Paul Studenski, *The Income of Nations*, New York: New York UP., 1958, pp. 30–7; Richard Stone, *Some British Empiricists in the Social Sciences, 1650–1900*, Cambridge: Cambridge UP., 1997, pp. 30–7.
- 11) Stone, *Some British Empiricists in the Social Sciences*; Phyllis Deane, Comments, in Stone, *Some British Empiricists in the Social Sciences*; Phyllis Deane, Contemporary estimates of national income in the first half of the nineteenth century, *Economic History Review*, second series, 8 (no. 3, 1956); Phyllis Deane, *The State and the Economic System*, Oxford UP., 1989 [中矢・家本・橋本訳『経済認識の歩み——国家と経済システム——』名古屋大学出版会, 1995年].
- 12) 18世紀の人間も戦時と平時の財政運営の相違に気が付いていた。cf. John McArthur, *Financial and Political Facts of the Eighteenth and Present Century; with comparative estimates of the revenue, expenditure, debts, manufactures, and commerce of Great Britain*, London: W. Miller, 1803, fourth edition, Appendix, No. IV. 戦時・平時における民事費・軍事費と公債費に関する現代の歴史家が依拠する統計データは、BPP, 1868–9 (366) (366-I) xxxv, *Public Income and Expenditure. Accounts relating to the public income and expenditure of Great Britain and Ireland, in each financial year from 1688 to 1869, with historical notices, appendices, &c.* cf. ↗

それとともに租税・国債関係のデータの収集・蓄積と政策への応用が租税国家の出現と財政機構の整備とによって進んだ¹³⁾。政治算術の始祖とも言うべきペティ、ダヴナントは、17世紀末イギリスにとって愁眉の課題であった「戦費調達」way and means of supplying the war——租税であれ国債であれ——をより効率的に行うために、基礎的経済数値であるが依然として推定の域を脱していない「人^{ポピュレーション}口」を含めて、幾分複雑な——幾つかのデータを組み合わせなければ到達不可能な——概念である「国の総所得」「国民所得」、さらには「^{ナショナル・ストレングス}国力」の推計、そして「租税負担能力」とその限界を数量的可視的に把握することに手を染めることになったのである¹⁴⁾。なるほど彼ら「政治算術」家の財政分析は、租税・国債に関する財政関係のデータを除外して、人口を含めて極めて曖昧な推計に基づく統計データに依拠し、かつ「国の総所得」「国民所得」概念がそうであるように曖昧かつ不正確な概念に依拠していたが、それでも彼らの分析はイギリスの経済力と国力の国際比較には有効であった。

本稿は、名誉革命とりわけ18世紀中葉以降、1803年所得税法に至る時期のイギリス国家財政に関する理論・時論——理論的一貫性を追求し著されたものでなく、部分的に理論的分析をも含むが、時局の動向のままに書き散らされた著作——的財政理論が、実際の財政政策にいかなる影響を及ぼしたのかを明らかにすることを主たる目的としている。もちろんイギリスの経済事情あるいは財政に関する著作は数が多く、典型的時論とも言えるパンフレットに至っては無数と言っても良い。17世紀以来、「政治算術」家は租税負担能力をより公平・客観的に測定する基準として「国の総所得」「国民所得」の定量分析を試み、その際に一年間の国民の「支出」expenditure・「消費」expenseを基礎的データとして用いて「国の総所得」

O'Brien, *The political economy of British taxation*, p. 2, Table 1 [玉木訳「イギリス税制のポリティカル・エコノミー」167頁、表4-1]; John Brewer, *The Sinews of the Power. War, money and the English state, 1688-1783*, New York: Alfred A. Knopf, 1989, pp. 96-8, Figures 4.2 & 4.3 [大久保桂子訳『財政=軍事国家の衝撃』名古屋大学出版会、2003年、106-7頁、図4-2、図4-3].

- 13) アシュワースは最近の研究で関税・内国消費税のデータと政府の政策決定との関係に注目し、cf. William J. Ashworth, *Customs and Excise. Trade, production, and consumption in England 1640-1845*, Oxford: Oxford Up., 2003, pp. 7-8. ヒッグスは、イギリス国家の情報管理の歴史を扱った著作で17世紀末から18世紀初頭にかけて国家の保有した情報が政策策定に応用され始めた、とした。Edward Higgs, *The Information State in England. The central collection of information on citizens since 1500*, Basingstoke: Palgrave Macmillan, 2004, pp. 56-7. また、ブリュアはペティやダヴナントなどによって基礎が築かれた政治算術と近代国家機構の整備との関係を取り上げ、17世紀末以降の統計データとりわけ議会で公開された予算数字（財政統計）が納税者の合意獲得にとって極めて有益であったとしている。Brewer, *The Sinews of the Power*, ch. 8 [大久保訳『財政=軍事国家の衝撃』第8章].
- 14) 「租税負担能力」の測定には幾つかの手法があるが、その1つに、「国の所得」すなわち「国家の収入」と概念的に区別される「国の総所得」「国民所得」に占める「国家経費」の割合を計測する手法がある。この場合の最大の問題点は、国民所得「概念」の整序と統計データの整備・整理である。

「国民所得」を算出するとともに、「国の総所得」「国民所得」概念を構築してきた。こうして「国の総所得」「国民所得」概念の形成された中で、18世紀末以降の対仏戦争期には大規模な戦費調達を目的としてピット William Pitt, アディントン Henry Addington, Lord Sidmouth 両大蔵大臣〔以下、蔵相と略記〕が所得税法を議会に提出し、イギリスの租税体系に国民が一年間に獲得する（分配された）所得を対象とした租税＝所得税 Income Tax を新設した。この所得税導入によってそれまで消費支出を基準として打ち立てられた「国の総所得」「国民所得」概念さらには社会科学的認識にいかなる転換が生じたのかを明らかにするものである。

1章 18世紀中葉イギリスの財政統計

ペティ、ダヴナントと「政治算術」の誕生 経済学の祖と位置付けられ・政治算術を具体的に説いたペティやダヴナントについては、わが国でも戦前・戦後——慣例による時代区分を用いれば——を通じて数多くの研究業績が存在している¹⁵⁾。敢えて屋上屋を架す愚を冒す叙述になるが、政治算術を政治の現場に応用しようとした人々は、「国民国家」イギリスにとって緊急の政治的課題となっていた対オランダ、対仏戦争遂行に不可欠な「戦費調達」問題を解決する必要性の中で、政策決定に不可欠な情報・知識を提供すべく効率的戦費調達方法や租税に関する著作群——政治算術¹⁶⁾——を著した。彼らはイギリス国内の「租税負担能力」を戦費調達能力と関連付けて算出するとともに、租税を担う人口——基礎的経済数値にもかかわらず、この時期依然として推計によるしかない重要データ——を算出するための「国の支出」（国民の支出）annual expense や「国の所得」（国民の所得）national income の総額把握に実践的関心を向けた¹⁷⁾。良く知られているようにペティは、「政治算術」を「数・

15) わが国の代表的研究として、小林昇、渡辺輝雄や最近の大倉正雄の諸研究を参照。

16) Patricia Cline Cohen, *A Calculating People. The spread of numeracy in early America*, Chicago: University of Chicago Press, 1982, ch. 1; Brewer, *The Sinews of Power*, pp. 222–4 [大久保訳『財政＝軍事国家の衝撃』229–31頁]; Mary Poovey, *A History of the Modern Fact. Problems of knowledge in the sciences of wealth and society*, Chicago: University of Chicago Press, 1998, pp. 142–3.

17) Bart van Ark, National income accounts, in *Oxford Encyclopedia of Economic History*, Oxford: Oxford UP., 2003, vol. 4. 具体的には、William Petty, *Verbus Sapienti*, in William Petty, *Political Survey of Ireland*, London: D. Brown, 1719, second edition (first edition, 1665) [大内・松川訳『賢者には一言をもって足る』, 大内・松川訳『租税貢納論』岩波書店, 1952年, 所収]; [Charles Davenant], *An Essay upon Ways and Means of Supplying the War*, London: Jacob Tonson, 1695 である。17世紀に誕生した政治算術さらには19世紀の政治経済学が孕む問題点、とりわけ経済的現象を具体的な数値として認識する際に生じた問題点については、Poovey, *A History of the Modern Fact* が刺激的な分析を行っている。最近、歴史学の分野でもこの近代以降ヨーロッパにおける諸科学の成立と数量化との関係、さらには「国民国家」の成立と統計データの整備との関係に関心を向け始めている。Theodore M. Porter, *The Rise of Statistical Thinking*, ↗

重量・尺度を用いて表現」する学、と定義し、「国民所得」や「租税負担能力」を計測しようとしたのである¹⁸⁾。

ペティの政治算術 『諸国民の所得』(1958年)で国民所得概念の歴史を詳細にサーヴェイしたステュデンスキ Studenski に拠れば、ペティは戦時・平時の際に国家がどの程度の歳入を確保できるか、租税負担をいかに公平かつ負担とならないように数学的に明らかにする目的を有し、そのために租税賦課の基礎にある「国内の所得」「国民所得」の具体的な数値を明らかにする必要があるためである。この作業は『賢者には一言をもって足りる』(1665年)と『租税貢納論』(1662年)とで果たされた¹⁹⁾。ペティはこの目的のために、課税対象である「国民所得」income of the people の具体的な数値を確定する作業から開始し、「国民所得」が「人々の労働の年価値」annual Values of the Labour of the People と「国のストックと富の年間の果実」Annual Proceed of the Stock or Wealth of the Nation の合計であるとした。さらに、彼は、「国民所得」を「年間消費」annual expense と看做す簡単な基本的前提に立って、「食料・家屋・衣類や他の必需品」を計算することで「消費」expense 総額、すなわち国民所得を算出・推計したのである。ただし、彼は節約によって所得の数値と消費の数値とが必ずしも一致しないことも認めている²⁰⁾。その結果、ペティはイギリス国民の消費動向から算出された国民所得の推計値、4000万ポンド²¹⁾、後の修正値では4200万ポンド²²⁾に基づいて、租税負担が国民経済にとって適切かつ負担とならない水準を算出したのであった。しかし、ペティが人々の「消費支出」を理論的根拠として「所得」を推計したのは、個々人の手中にある「年間所得」を直接把握する手段・装置が存在しないからとも言えなくはない。

ダヴナントの政治算術 ダヴナントは『イングランドの歳入と貿易に関する論説』(1698年)

1820-1900, New Jersey: Princeton UP., 1986 [長屋・近・木村・杉森訳『統計学と社会認識——統計思想の発展1820-1900年』梓出版社, 1995年]; Theodore M. Porter, *Trust in Numbers. The pursuit of objectivity in science and public life*, New Jersey: Princeton UP., 1995; Silvana Patriarca, *Numbers and Nationhood. Writing statistics in nineteenth-century Italy*, Cambridge: Cambridge UP., 1996; J. Adam Tooze, *Statistics and the German State, 1900-1945. The making of modern economic knowledge*, Cambridge: Cambridge UP., 2001.

18) William Petty, *Political Arithmetick, or A Discourse*, 1690, in Sir William Petty, *Several Essays in Political Arithmetick*, London: D. Browne, 1755, fourth edition, p. 98; Charles Henry Hull, ed., *The Economic Writings of Sir William Petty*, Cambridge: Cambridge UP., 1899, p. 244.

19) Studenski, *The Income of Nations*, pp. 27-8.

20) Studenski, *The Income of Nations*, pp. 13, 28. 以下のペティ、ダヴナントに関する叙述はステュデンスキに拠るところが大きい。

21) Petty, *Verbum Sapienti*, in Petty, *Sir William Petty's Political Survey of Ireland*, p. 5 [大内・松川訳『賢者には一言をもって足りる』170頁]; Hull, ed., *The Economic Writings of Sir William Petty*, vol.1, p. 105.

22) Petty, *Political Arithmetick*, in Petty, *Several Essays in Political Arithmetick*, p. 179; Hull, ed., *The Economic Writings of Sir William Petty*, vol. 1, p. 310.

で、「政治算術とは統治に関する事柄を数字に基づいて推論する術のことである」と定義し²³⁾、その全編で政治算術の具体的適用と政策決定における政治算術の有効性を説いたのである²⁴⁾。ダヴナントは、賢明な政治家であれば具体的な政策形成の場で政治算術を利用しあらゆる種類の人々の意見を聞き、富、歳入、貿易に関する種々の経済・財政的情勢を熟慮し、問題点を洗いざらい取り上げ、全体を計算し、健全な判断を下し、正しく助言を行うことができる、と政治算術の有効性を説いた²⁵⁾。

国民所得 Annual Income/General Income の推計 ペティとともにダヴナントは国民所得 Annual Income/General Income の推計の利点を、(1) 効率的な租税政策の確立、(2) 戦時の際の兵員・資金の動員計画、(3) 戦時の際の資源評価、(4) 外国貿易政策の策定に有益であるとの基本的考え²⁶⁾ に立って、イギリスの国民所得を算出しその租税負担能力を計測する一方で、国家経済の国際比較の視点を導入し、オランダ、フランス、イギリスにおける国民所得——政府の年間収入である歳入と明確に区別された概念——、歳入、国債の各項目についての国際比較を行い、イギリスについては4400万ポンドの値を得たのである²⁷⁾。なお、ダヴナントはその際「土地 land、貿易 trade、工業 manufactures」からの収入を国民所得推計²⁸⁾ に用いたが、彼は推計に必要な資料が不足していることを率直に認めていた²⁹⁾。ダヴナントは政治算術の推論を行う際の最も困難な点が「良い資料」good materials の発見と「根拠」footing の確保に在ることを十分に認識していたのである³⁰⁾。実際、政治算術を説く人々が依拠した財政統計や経済統計は彼らの理論が経済の世界を数値化し把握すると言う理論的革新性とは裏腹に、質量ともに極めて不十分なものであった。実際、ダヴナントは基礎的経済数値である人口でさえ、関税 Customs・内国消費税 Excise・炉辺税 Hearth-Money によって推計し、「国力」Strength

23) [Davenant], *Discourses on the Publick Revenue and the Trade of England*, London: James Knapton, 1698, Pt. I, p. 2; Charles Whitworth, ed., *The Political and Commercial Works of Celebrated Writer Charles D'Avenant*, London: Horsfield, P. A. De Hondt and T. Cadell, 1771, reprinted in 1967, Gregg Press Limited, vol. I, p. 128.

24) [Davenant], *Discourses on the Publick Revenues and on the Trade of England*, Pt., I, pp. 6–7, 11–4; Whitworth, ed., *The Political and Commercial Works*, vol. I, pp. 131, 133–5; Studenski, *The Income of Nations*, p. 37.

25) [Davenant], *Discourses on the Publick Revenues and on the Trade of England*, Pt. I, pp. 13–4; Whitworth, ed., *The Political and Commercial Works*, vol. I, p. 135.

26) Cf. Studenski, *The Income of Nations*, p. 37.

27) [Davenant], *Discourses on the Publick Revenues and on the Trade of England*, Pt., I, p. 23; Whitworth, ed., *The Political and Commercial Works*, vol. I, p. 144.

28) [Davenant], *Discourses on the Publick Revenues and on the Trade of England*, Pt., I, p. 195; Whitworth, ed., *The Political and Commercial Works*, vol. I, pp. 251–2.

29) [Davenant], *Discourses on the Publick Revenues and on the Trade of England*, Pt., I, p. 194; Whitworth, ed., *The Political and Commercial Works*, vol. I, p. 251.

30) [Davenant], *Discourses on the Publick Revenues and on the Trade of England*, Pt., I, pp. 31–2; Whitworth, ed., *The Political and Commercial Works*, vol. I, p. 147. cf. Studenski, *The Income of Nations*, pp. 38–9.

と「富」Wealthを、「産業」Tradeで用いられるストックの量で推測せねばならなかった³¹⁾。**18世紀における財政統計** 17世紀末に礎石が築かれた政治算術にとって、イギリスの歳入、歳出、貿易統計などの財政統計は政治算術の推論にとって決定的に重要な役割を負荷されたが、その租税、関税、国債の数値は名誉革命期以降の議会の役割変化によって公開されることになった。名誉革命期以降の議会の新たな役割は、ホピット Julian Hoppit が指摘しているように、「政治算術」の制度化にとって決定的役割を担い、「ファイナンシャル・レヴォリューション財政革命」(ディクソン Peter M. Dickson) 以降の関税・内国消費税・地租 Land Tax が有益なデータを無償で提供することになったのである³²⁾。ここで、この時期の財政統計に一言触れておこう。注意すべき点は、議会で公にされた財政統計の会計年度の期間は、現在の一会計年12ヶ月とする会計年度の期間と異なり、必ずしも1年が12ヶ月ではなく、また、各会計年度の歳入関係の数字と歳出関係の数字とが別々に記載され、歳入と歳出とを各会計年度で一体化し、国家財政を総体的に把握する慣行は無かったと言われるが³³⁾、1780年代以後では議会資料が複数年度に亘る収支予測、租税や国債の動向分析を行っていた³⁴⁾。17世紀以降、財政統計としては歳入、歳出、租税、国債収入関係のデータ、税関を通じて獲得される関税のデータに加えて、貿易統計具体的には輸出入統計関係のデータがあった。これらの様々な統計のうち1688年以降のイギリスの歳入・歳出に関する統計、各種租税別の収入、国債の動向を示す諸統計は長年の整理・調査の結果1860年代末の『歳入・歳出統計報告書』(1868-9年)によって初めて体系的に整備された。注意すべきことは1799会計年度まで歳入・歳出の数値は純額で示され、1800会計年度以降、歳入・歳出の数値は総額グロスで示され、統計の連続性が断たれていることである³⁵⁾。

-
- 31) [Davenant], *Discourses on the Publick Revenue and the Trade of England*, Pt. I, p. 3; Whitworth, ed., *The Political and Commercial Works*, vol. I, p. 128. cf. Hoppit, *Political arithmetic in eighteenth-century England*, p. 517 and n. 5.
- 32) Julian Hoppit, *Political arithmetic in eighteenth-century England*, *Economic History Review*, 2nd Series, 49 (1996), p. 531. 名誉革命以降における経済統計のあり方については、cf. G. N. Clark, *Guide to English Commercial Statistics 1696-1782*, Royal Historical Society, 1938.
- 33) B. R. Mitchell and Phyllis Deane, eds., *Abstract of British Historical Statistics*, Cambridge: Cambridge UP., 1962, reprinted in 1976, pp. 381-2. 18世紀のイギリス国家財政統計の抱える問題点については、J. E. D. Binney, *Note on the public accounts*, in J. E. D. Binney, *British Public Finance and the Administration 1774-92*, Oxford: Clarendon Press, 1958.
- 34) 例えば、BPP, *Report from the Select Committee, to whom it was referred to examine and state the several accounts, and other papers, presented to the House in this session of Parliament, relating to the public income and expenditure, March 21, 1786*, London: J. Debrett, 1786; BPP, *Report from the Select Committee appointed to examine and state the several accounts, and other papers, presented to the House of Commons in this session of Parliament, relating to the public income and expenditure, May 10, 1791*, London: J. Debrett, 1791.
- 35) BPP, 1868-9 (366) (366-I) xxxv, *Public Income and Expenditure*. O'Brien, *The political economy of British taxation* [玉木訳「イギリス税制のポリティカル・エコノミー」]; Brewer, *The Sinews of the Power* [大久保訳「財政=軍事国家の衝撃」]はこの時期の歳入、歳出、各種租税の収入について基本的にこの資料に依拠している。

実際、現代の歴史家、経済史家が18世紀イギリス財政を分析する際に依拠する租税（予算・決算）・国債（予算・決算）関係の統計はこの『歳入・歳出統計報告書』（1868－9年）と『内国歳入庁1870年報』である。

租税・関税・国債統計 さらに、1799年に新設された所得税を含めてイギリスの租税関係の統計（徴収額・税率等）もおおよそ1世紀近く経って、『内国歳入庁1870年報³⁶⁾』により初めて整備され、同時に所得税を含む租税の査定・徴収機構の変遷史の一端もそこで明らかにされたのである。したがって本稿が扱う18世紀中葉以降において様々な論者が手にし、目にした統計資料は、現代の歴史家・経済史研究者が18世紀イギリス財政を分析する際に用いる統計資料、例えばミッチェルとディーン B. R. Mitchell and Phyllis Deane が『歳入・歳出統計報告書』（1868－9年）と『内国歳入庁1870年報』とに依拠し、整理・編纂した統計データと同じではないことを意味する。関税収入および国債についても歳入、歳出、租税関係の統計データと同様に19世紀末になって漸く整理されたのである³⁷⁾。

人口統計 人口統計は租税負担を計測する際に不可欠なデータであり、国力を測定する際の重要項目であるにもかかわらず、1801年以前の国勢調査以前の近代イギリスの人口統計は推計値に留まっていた³⁸⁾。そのため18世紀中葉には文明社会の発展を推測する基準としての人口が増加傾向にあるのか、あるいは減少傾向にあるのかを巡って人口論争が起こり、ウォレス Robert Wallace, チャーマーズ George Chalmers, プライス Richard Price は種々のデータに基づいて人口を推計したのである³⁹⁾。結局イギリスでは1801年以降、国勢調査が実施され、18世紀に屢々論議された人口動態を巡る論争は一つの決着を得たのである⁴⁰⁾。いずれにせよ18世紀においてはイギリスの経済力・財政力を総合的に表現する統計データは人口統計などの基礎的統計の領域においてさえ存在しないか不完全であった。

議会資料以外の統計資料 議会の外でも、18世紀には租税・関税・国債関連の統計データが

36) BPP, 1870 (C. 82) (C. 82-I) xx, *[Thirteenth] Report of the Commissioners of Inland Revenue on the Duties under their Management for the year 1856–1869 inclusive; with some retrospective history and complete tables of accounts of the duties from their first imposition.*

37) BPP, 1891 (C.6539) xlvi, *Report of the Proceedings of the Commissioners for the Reduction of the National Debt from 1786 to 1890*; BPP, 1898 (C.9010) lii, *History of the Earlier Years of the Funded Debt from 1694 to 1786*; BPP, 1898 (C.8706) lxxxv, *Customs Tariffs of the United Kingdom from 1800 to 1897 with some notes upon the History of the more important branches of Receipts from the year 1660.*

38) D. V. Glass and D. E. C. Eversley, eds., *Population in History. Essays in historical demography*, London: Edward Arnold, 1965.

39) George Chalmers, *A Historical View of the Domestic Economy of Great Britain, and Ireland*, London: John Stockdale, 1812, new edition, p. xiii.

40) D. V. Glass, *Numbering the People: The eighteenth-century population controversy and the development of census and vital statistics in Britain*, Farnborough: D. C. Heath Ltd, 1978.

幾種類か纏められ、租税・関税・国債の歴史を扱った文献が出始めた。ステイヴンス John Stevens⁴¹⁾、クローチ Henry Crouch⁴²⁾、ポスルスウェイト James Postlethwayt⁴³⁾、ホイットワース Charles Whitworth⁴⁴⁾、ゴードン G. Gordon⁴⁵⁾ やカニンガム Timothy Cunningham⁴⁶⁾らの著作である。しかし、これらの著作を仔細に検討すれば明らかなように、議会の会期を基準に、歳入・歳出関連「法」に記されている日付と予算額⁴⁷⁾、あるいは、国債関連「法」に記されている日付と起債額・利子率を中心に叙述が進められる⁴⁸⁾か、それらを租税額・歳出額、および起債額を会計年度毎の表にするか⁴⁹⁾に留まっており、会計年度毎に租税・国債の予算額、および実際の租税の国庫納入金額、国債からの実収入額を精査し、国家財政全体として把握し分析を行うことはなかった。と言うよりこの時期、一年間の歳入と歳出とを一体化して国家財政を総体的に把握する形式はなかったと言える。とは言え、経済・財政関係の統計データの整備と雁行してこの時期著された数多くのパンフレット・著作がイギリスやイギリスと軍事的政治的経済的に対立関係にある国々の経済力を種々のデータ、例えば人口、陸軍・海軍の兵員数、貿易関係のデータ、歳入・歳出額、各種財産の年間賃貸価値、囲い込み件数、船舶数等の推定を伴う統計データを用いて測定しようとしたことは注目に値する。

重商主義期における戦費調達の方法とその限界点：18世紀における国家財政の特徴⁵⁰⁾ 「重

-
- 41) John Stevens, *An Historical Account of all taxes, under what denomination soever; from the Conquest to the death of K. George the First...*, London: John Wilcox, 1733.
- 42) Henry Crouch, *A Complete View of the British Customs. Containing a perfect and distinct account of the several particular branches whereof that revenue consists*, London: Thomas basket, 1755, fifth edition (first edition, 1727?).
- 43) James Postlethwayt, *The History of the Public Revenue, from the Revolution in 1688, to Christmas 1753*, London, 1759, reprinted in 1971, Gregg International Publishers.
- 44) Charles Whitworth, *A Collection of the Supplies, and Ways and Means, from the Revolution to the present time*, London: R. Davis, 1765, second edition (first edition, 1763). ホイットワースは『ダヴナント政治経済著作集』の編集者である。
- 45) [G. Gordon], *The History of our National Debts and Taxes, from the year of MDCLXXXVIII, to the year MDCCLI*, London: M. Cooper, 1753, second edition.
- 46) [Timothy Cunningham], *The History of our Customs, Aids, Subsidies, National Debts, and Taxes, from William the Conqueror, to the present year 1761*, London: G. Kearsly, 1761. 累積債務については、J. J. Grellier, *The History of the National Debt, from the Revolution in 1688 to the beginning of the year 1800*, London: John Richardson, 1810が比較的早い時期に累積債務のデータを整理している。
- 47) [Cunningham], *The History of our Customs, Aids, Subsidies, National Debts, and Taxes*.
- 48) [Gordon], *The History of our National Debts and Taxes*.
- 49) Whitworth, *A Collection of the Supplies, and Ways and Means*.
- 50) 以下の叙述については、cf. Charles Wilson, *England's Apprenticeship 1603–1763*, London: Longmans, Green, 1965; Peter M. Dickson, *The Financial Revolution in England. A study in the development of public credit 1688–1756*, London: Macmillan, 1967; Peter M. Dickson and John Sperling, *War finance, in New Cambridge Modern History*, vol. VI: *The Rise of Great Britain and Russia 16880–1725*, London: Cambridge UP., 1970; O'Brien, *The political economy of* ↗

商主義戦争に資金を提供するための政策形成に際し、当時の政府が最初に直面した基本的な選択は、金を借りるのかあるいは税金をかけるのか、そのどちらか、ということであった⁵¹⁾。しかし、17世紀末の「政治算術」家が推奨した戦費を租税収入に求めると言う租税政策は、良く知られているように結局採用されなかった。問題はイギリスの租税の歳入調達力にあった。「この時代〔1660-1815年〕の大半を通じて、イギリスはヘゲモニーを握る西洋の国家として台頭しつつあったが、平時の出費から戦時の出費へという急激な変化に資金を供給できるような、弾力的ないし信頼に足る租税制度をイギリス政府はもっていなかった⁵²⁾」。その結果、イギリス政府は戦争に際して戦費財源を租税ではなく国債に大きく依存せざるを得なかったのである⁵³⁾〔表 I〕。

表 I 戦時における租税収入の比率 (%)

戦争の期間	戦費に占める租税収入の比率
1689-1697年	49
1702-1713年	26
1739-1748年	21
1756-1763年	20
1775-1783年	19
1793-1815年	58

資料：O'Brien, *The political economy of British taxation*, p. 4, Table 1
 [玉木訳「イギリス税制のポリティカル・エコノミー」170頁, 表 4-3].
 元資料は, BPP, 1868-9 (366) (366-I) xxxv, *Public Income and Expenditure*.

ディクソンの『財政革命』以来明らかになったように、名誉革命以降のイギリスは戦時においては国債発行によって戦費を調達し、平時には租税増徴によって国債の処理を行うに至った〔表 II〕。このシステムにとって重要な役割を果たすのが議会であり、議会の権威によつ

British taxation [玉木訳「イギリス税制のポリティカル・エコノミー」]. オブライエンの研究はディクソンの謂う「財政革命」Financial Revolution に対する批判を含んでいる。その他に, cf. Brewer, *The Sinews of the Power* [大久保訳『財政=軍事国家の衝撃』]; Henry Roseveare, *The Financial Revolution*, London: Longman, 1991. 最近の研究である, David Stasavage, *Public Debt and the Birth of the Democratic State: France and Great Britain, 1688-1789*, West Nyack: Cambridge UP., 2003は, 17世紀末から18世紀における, フランスとイギリスの国債制度を比較研究し, フランスの政治体制ではイギリスが採用した国債制度を政治的な理由から採ることができなかった, と結論付けた。なお, わが国の研究として, 舟場正富『イギリス公信用史の研究』未来社, 1971年, 参照。

- 51) O'Brien, *The political economy of British taxation*, p. 2 [玉木訳「イギリス税制のポリティカル・エコノミー」167頁, 訳文は変更].
- 52) O'Brien, *The political economy of British taxation*, p. 2 [玉木訳「イギリス税制のポリティカル・エコノミー」166頁].
- 53) 19世紀初頭の国債の歴史に関する著作を一瞥すれば明らかなように, 国債発行の歴史は1688年以降のイギリスが経験した戦争の歴史とおおよそ重なっている。Grellier, *The History of the National Debt*.

表 II 1688—1815年間の経費構造 (%)

年	軍事費	民生費	国債利払い
1689—1697年 (戦時)	79	15	6
1698—1702年 (平時)	67	9	24
1702—1713年 (戦時)	72	9	19
1714—1739年 (平時)	39	17	44
1740—1748年 (戦時)	65	10	25
1750—1755年 (平時)	41	15	44
1756—1763年 (戦時)	70	8	22
1764—1775年 (平時)	37	20	43
1776—1783年 (戦時)	62	8	30
1784—1792年 (平時)	31	13	56
1793—1815年 (戦時)	61	9	30

資料：O'Brien, *The political economy of British taxation*, p. 2, Table 1

〔玉木訳「イギリス税制のポリティカル・エコノミー」167頁，表4-1〕。

元資料は，BPP, 1868-9 (366) (366-I) xxxv, *Public Income and Expenditure*.

て租税徴収・税務行政はより改善され⁵⁴⁾，租税の歳入調達は増加したがそれでも戦費財源とはなりえなかった。一方，イギリスと覇権を争っていたフランスの財政は18世紀初頭の段階ではイギリスの財政と比較して大きく劣っている状態ではなかった⁵⁵⁾。したがって，イギリスが人口・国土の点で圧倒的に勝る——と推定された——フランスと世界覇権を目指した戦争を継続するためには資金調達力に優れた国債制度・高い国家信用を維持することが不可欠であった。しかし，重要な点は国債制度を十分に機能させるためには国債利払い・元金償還を担保する，歳入調達力を有する租税と効率的徴税組織とが不可欠であった。「イングランド政府の徴税能力は，イギリスの「借換え制度」funding system⁵⁶⁾を補強し，そのために必

54) Michael D. Bordo and Eugene N. White, A tale of two currencies: British and French finance during the Napoleonic Wars, *Journal of Economic History*, 51 (1991), pp. 304–5. イギリスの「対外政策と国防政策は，予算の中で極めて重要な役割を果たしていた。諸国家間の抗争の時代において，政府の歳入の中で軍事目的に直接費やされる割合は，大幅に増大した。戦争が中断した平時においては，陸海軍のために割り当てられる税金の割合は低下したが，国債の利払い（国債は，戦争の直接的結果として急速に蓄積される）は着実に上昇し，政府の歳入の40–50パーセントを吸収した」。O'Brien, *The political economy of British taxation*, p. 1〔玉木訳「イギリス税制のポリティカル・エコノミー」165–6頁〕。しかも，イギリスの経済成長は，18世紀における大規模な戦争の遂行にとって財政的援護射撃とはならなかった。

55) Bordo and White, A tale of two currencies, p. 308. 近代フランス財政に関する最近の研究としては，Richard Bonney, *France, 1495–1815*, in Richard Bonney, ed., *The Rise of the Fiscal State in Europe c. 1200–1815*, Oxford: Oxford UP., 1999.

56) 「借換え制度」は，次のように規定される。「funding system」と呼ばれる制度は一世紀以上にわたって広く採用された制度で，政府が臨時の出費の必要に迫られた時に，通常，国家信用を担保に借り入れを行う制度である」。cf. [Benjamin Bell], *Three Essays on Taxation of Income, with remarks on the late Act of Parliament on that subject*, London: T. Cadell, 1799, pp. 25–6. より正確には，短期債や途中償還不可能な有期債を途中償還可能な永久債（無期債・償還債）に転換す

要な機能を果たしていた⁵⁷⁾」のである。したがって国債制度の有効性・資金調達力は租税と効率的徴税能力に依存しており、国家が資本市場で低利な資金を大量に調達するためには、歳入調達力を有する租税の導入と効率的徴税組織の構築とが不可欠であった。逆に、租税収入に不足が生じた場合、国債制度とりわけ高い国家信用に支えられた国債制度が必要・不可欠であり、この意味では国債と租税とは相互に支持しあう関係にある。

1750年代のイギリス財政と国債管理 このように名誉革命以降のイギリスの対外戦争が初期の「政治算術」家は租税増徴によって戦費を調達しようと構想したとは異なり、国債発行による戦費調達によって遂行された結果、18世紀半ばには累積国債の急増が大きな政治的経済的争点となった。累積国債がイギリス経済にいかなる影響を及ぼし、さらに来るべき戦争の「戦費調達」に対していかなる財政的手法があるか、さらには平時・戦時でいかなる財政運営の方途が具体的に存在するかと言う論議が高まったのである。しかし注意すべき点は後に詳説するように、イギリスが深刻な財政の危機的状況を始めて経験した1690年代以降、1730年代に至る期間に沸き起こった国債を巡る議論の在り方とこの18世紀中葉における議論の在り方とは明白な相違点が看取される、ことである。すなわちオーストリア継承戦争終結前後の1750年代から対仏戦争勃発時にかけてのイギリスの政治的・経済的関心は、国債の存在そのものに対してではなく国債の規模・形態に移動し、累積国債をいかに管理するかに政策関心が移動した。国債をめぐるこの論点の移行に伴って「財政＝軍事国家」(ブリュア John Brewer) 出現に伴う国債の著増がイギリスの経済・財政にとっていかなる影響を齎すかを、統計資料を用いて具体的数値で把握しようとする議論(＝政治算術)もまた新たな展開を促したのである⁵⁸⁾。なお「国民所得」概念の歴史を広範に渉るサーヴェイを基に明らかにしたステュデンスキは1700年から1770年までを政治算術が軽視された時代であると評価しているが、彼のこの評価は「国民所得」ナショナル・インカム概念の展開を中心としてなされた評価であり、必ずしも政治算術の議論がなかったことを意味しないのである⁵⁹⁾。

オーストリア継承戦争(1740-8年)期から1750年代以降のイギリスはオーストリア継承戦争を終結させ、続く、七年戦争(1756-63年)、アメリカ独立戦争(1776-83年)、対仏戦争(1793-1815年)といった長期にわたる大規模な戦争、植民地の喪失と言った国家財政に甚大な影響を及ぼす歴史的経験を控えた、東の間の平和を味わっていたが、既にオーストリ

ることである。真壁・玉木・平山著『国債と金利をめぐる300年史』東洋経済新報社、2005年、34頁註(2)、参照。

- 57) O'Brien, *The political economy of British taxation*, p. 2 [玉木訳「イギリス税制のポリティカル・エコノミー」167頁、訳文は変更]。cf. Martin Dauntun, *Trusting Leviathan. The politics of taxation, 1799-1914*, Cambridge: Cambridge UP., 2001, pp. 32-3.
- 58) Julian Hoppit, Attitudes to the credit in Britain, 1680-1790, *Historical Journal*, 33 (1990), p. 311; Hoppit, *Political arithmetic in eighteenth-century England*, p. 532.
- 59) Studenski, *The Income of Nations*, p. 40.

ア継承戦争の最中に国債・戦費調達方法に関する幾つかのパンフレットが著され、国債の増加が国家財政・経済の及ぼす決定的影響、「ナショナル・バンククラフトシイ国家破産」に対する政治的経済的関心と恐怖が急速に高まったのである。1740年代後半、オーストリア継承戦争末期に、或る同時代人はパンフレットでこの時期の国家財政が抱える問題を次のように描いた。現在イギリスは最も実効性のある歳入調達方法の確立の必要性に迫られるとともに国債の重圧下にあり、極度の節約を迫られている。この二重三重苦の中にあって現状の解決策を探らねばならない、と⁶⁰⁾。財政運営の責を負ったペラム Henry Pelham 蔵相——1743年から1754年の平和の一期を含む期間の蔵相——は、オーストリア継承戦争終結とともに懸案となっていた国債の低利借換えの作業に着手するが、その際ウオルポール Robert Walpole 政権下のオーストリア継承戦争勃発の直前の1737年に匿名パンフレットで国債の低利借換えを提案し⁶¹⁾、続く1746年にも国債削減を目的として年アニュイティズ金を販売することで300万ポンドの財源調達を構想したロンドン市選出の庶民院議員バーナード Sir John Barnard⁶²⁾ の助力を得て、1749年に低利借換

60) Anon., *A Letter to Sir John Barnard, upon his Proposals for raising Three Millions of Money for the Service of the Year 1746. From a member of the House of Commons*, London: John Hinton, 1746, third edition, p. 1.

61) [Sir John Barnard], *Reasons for the Representatives of the People of Great Britain to take Advantage of the Present Rate of Interest, for the more speedy lessening the National Debt, and taking off the most Burdensome of the Tax*, n.p., n.d., [London, 1737]; [Sir John Barnard], *Considerations upon a Proposal for lowering the Interest of all the Redeemable National Debts to Three per Cent. per Ann.*, London: J. Purser, 1737. バーナードの計画はかつて彼と政治行動を共にしたウオルポール——彼の財政政策は次のパンフレットに示されている。[Robert Walpole], *Some Considerations concerning the Public funds, the Public Revenues, and the Annual Supplies, granted by Parliament*, London: J. Robert, 1735——の反発を受けて頓挫した。William Coxe, *Memoirs of the Life and Administration of Sir Robert Walpole, Earl of Orford. With original correspondence and authentic papers, never before published*, London: T. Cadell, Jun. and Davis, 1798, vol.1, pp. 498–505; Wilson, *England's Apprenticeship*, p. 318; Dickson, *The Financial Revolution in England*, pp. 212–4. バーナードの計画への批判については、cf. Anon., *Reasons against Lowering the Interest of the Redeemable National Debt from 4 to 3 per Cent.*, London: A. Millar, 1737; Anon., *Queries relating to the Reduction of the National Redeemable Debts, from Four to Three per Cent. per Ann.*, London: J. Purser, 1737. また、国債増加に危機感を抱き議会でバーナードと政治行動を共にしたパルトニー William Pulteney, Earl of Bath については、佐藤進『近代税制の成立過程』東京大学出版会、1965年、73頁、大倉『イギリス財政史思想史』第3章・第4章、参照。

62) 提案に対して直ちに反論が出された。前出パンフレット、Anon., *A Letter to Sir John Barnard* である。バーナード批判の背景には金融市場の拡大に依存する階層の成長がある。さらに、このパンフレットに対してバーナードを支持する反論が出た。Anon., *Remarks on A Letter to Sir John Barnard: in which the proposals of the worthy patriot are vindicated*, London: J. Hinton, 1746. 一方、バーナードも反対意見に応えたパンフレットを出した。Sir John Barnard, *A Defence of Several Proposals for raising of Three Millions for the Service of Government for the Year 1746. With postscript, containing some notions relating to public credit*, London: J. Osborn, 1746. 『地租減税に関する考察』（1749年）の著者はバーナードのこのパンフレットに言及し、国債の累積によって国債の担保財源である地租がいかに高くなっているか、いかに国債を削減する必要があるかを力説した。[Robert Craggs Nugent], *Consideration upon a Reduction of* ↗

えの本格的作業に着手したのである⁶³⁾。「ペラムは、むしろ年間経費を削減しようとした。いうまでもなくこれは、国債とは国家に恒久の属性であって、財政政策の第一の目的は債務をゼロにするのではなく、コントロールすることにある、という認識を暗に認めたに等しい。そこで財政政策の焦点は国債の利子率の引き下げに向けられることになった⁶⁴⁾」。ペラム蔵相と義理の兄弟関係にあった有力政治家も、「国の債務を削減するだけでなく、〔国債の利子率〕を3%に下げ、現在の経費を〔国債の担保財源である〕地租と麦芽税 Malt Tax 収入の範囲内におさめ、国債を削減するために減債基金に毎年100万ポンドを支払う⁶⁵⁾」計画をペラムとともに構想していた。

この種の低利借換えの構想はかつて1717年と1737年の両年に打ち出されたものであるが、ペラム蔵相は1748年末に過去の対外戦争に費消された戦費の結果、膨大な額に膨れ上がった有基債・無基債、ファンデイド アンファンデイド総額約7829万3000ポンドを眼前にして、国債の利払い削減（低利借換え）の実施を試みた。その際ペラムはイングランド銀行、東インド会社、南海会社の反対を予想しつつも、1737年のバーナード議員の計画が、オーストリア継承戦争が間近い中で提案されたのに対して現在では戦争が終結し、平和状況にあることを計算して、低利借換え計画を実行したのである。借換え計画自体はペラムの死後完了し、「〔借換えは〕18世紀中葉最大の財政改革であった。ペラムは1750年に4%国債の88パーセントを3.5%国債に借換え、さらに1757年までに3%国債に借換えた。これによって債務の利払い経費は初めて12パーセント削減できた⁶⁶⁾」。その結果、国債利払い費用は大幅に削減され、イギリスは七年戦争突入時には良好な財政状態で戦争に臨むことができたのである。

なお、バーナード議員は1750年に匿名のパンフレットで国債の低利借換え構想を具体的に提案したが、その理由は「仮に国が年度内に租税により賄うことが可能な額以上の資金を調達する必要にあるとき、借入金の金利の支払いにある特定の租税を担保として差し出す必要

the Land-Tax, London: R. Griffiths, 1749, p. 53. なお、ペラム蔵相の下での財政政策と、国債の増加に関する議会での議論については、William Coxe, *Memoirs of the Administration of the Right Hon. Henry Pelham, collected from the family papers and the authentic documents*, London: Longman, Rees, Orme, Brown, and Green, 1829, vol. 2, pp. 77–9; E. L. Hargreaves, *The National Debt*, London: Edward Arnold, 1930, p. 54 [一ノ瀬・斎藤・西野訳『イギリス国債史』新評論社, 1987年, 59頁]; Aubrey Newman, ed., *Politics and Finance in the Eighteenth Century: Lucy Sutherland*, London: The Hambledon Press, 1984, ch. 18: Samson Gideon and the reduction of interest, 1749–50.

63) Dickson, *The Financial Revolution in England*, p. 236.

64) Brewer, *The Sinews of Power*, p. 123 [大久保訳『財政＝軍事国家の衝撃』129頁, 訳文は変更].

65) Coxe, *Memoirs of the Administration of the Right Hon. Henry Pelham*, vol. 2, p. 45.

66) Brewer, *The Sinews of Power*, p. 124 [大久保訳『財政＝軍事国家の衝撃』130頁, 訳文は変更]. ハーグリーヴズもペラムの借換え計画を次のように評価している。「こうして、〔ペラム蔵相の財政改革計画である〕低利借換えはほぼ完全に成功であることが」わかった。Hargreaves, *The National Debt*, p. 55 [一ノ瀬・斎藤・西野訳『イギリス国債史』60頁].

が生じ、資金を貸す人々を募るためにかかる利払いや手数料を提供せざるを得なくなる⁶⁷⁾」からである。逆に、「債務が減少すれば、議会は幾つかの税を減税することが可能となるだろう。減債基金の幾ばくかが年の経常費に充当されるならば、新しい税を作らなくても良いであろう。あるいは、仮に、戦争の際、……戦争遂行に資金を借り入れる必要が生じる場合、新しい税を課する代わりに減債基金から資金を出すことができるだろう⁶⁸⁾」。実際、オーストリア継承戦争末期の1740年代後半におけるイギリスでは政府要職に在るペラム蔵相やバーナード議員に限らず、国債の累積に対する関心は高くなる一方で、数多くのパンフレットが出版され、国債の累積が齎す経済的財政的影響を、統計を多用しつつ分析し、国家財政の運営がいかにあるべきかを訴えていたのである⁶⁹⁾。

七年戦争以降、財政運営の現場でもペラム蔵相による低利借換え構想に示されるように、従来イギリス国家が採用してきた戦費調達方法、すなわち ファウンディング・システム 借換え制度 に依拠した戦費調達の在り方を再検討し、さらには国債をいかに管理するかという思考様式が生まれた。租税制度についても間接税中心の従来の租税体系を再考し、戦費を含む「年度の経費をその年度内の財源で賄う」raising the supplies within the year 考えが注目されたのであった⁷⁰⁾。注意すべき点はこの思考様式は財政政策の担当者に限定されなかった。

「国債に関する18世紀の見解」と「年度の経費をその年度内の財源で賄う」理論 「政治算術」の世界でもこの新たな政策課題に応える動きがあった。すなわち増大する国債を管理しようとする政策思考と、国債に代わる新たな戦費財源を発掘しようとする政策主張、政治算術の具体的応用策が出現したのである。18世紀イギリスの財政統計に精通していたシンクレア Sir John Sinclair は、イギリスの租税と国債（戦費調達を含む）に関する従来の歴史書が租税と国債を関連付けて叙述せず、租税と国債とを個々バラバラに研究していたことを受けて、大著『イギリス帝国の歳入の歴史』ではイギリス帝国の租税のみならず、国債・戦費調達の歴史を相互に関連付けて明らかにしたが、彼がそこで指摘しているように、租税収入を超えて必要とされる臨時的支出（戦費）を「年度の経費をその年度内の財源で賄う」Raising the supplies within the year 理論、すなわち臨時的支出（戦費）の財源を国債発行に拠らずに租

67) [Sir John Barnard], *Considerations on the Proposal for Reducing the Interest on the National Debt*, London: J. Osborn, 1750, pp. 3–4.

68) [Barnard], *Considerations on the Proposal for Reducing the Interest on the National Debt*, pp. 30–1.

69) Anon., *A Survey of the National Debt, the Sinking Fund, the Civil List, and the Annual Supplies: giving a clear and impartial account of our present state with regard to publick money*, London: W. Webb, 1745; Anon., *The State of the Nation, considered in a letter to a member of Parliament*, London: W. Webb, 1747; Anon., *State of the Nation, with a General Balance of Public Accounts*, London: M. Cooper, 1748; Anon., *A Supplement to the State of the Nation*, London: M. Cooper, 1748.

70) W. R. Ward, *The Land Tax in the Eighteenth Century*, London: Oxford UP., 1953, p. 84.

税に求める理論が、臨時的支出（戦費）の財源を専ら国債に求めた18世紀中葉においても存在していたのである⁷¹⁾。シンクレアは具体的に、デッカー Matthew Decker、ポスルスウェイト Malachy Postlethwayt⁷²⁾、ヤング Arthur Young⁷³⁾、およびパルトニー William Pulteney⁷⁴⁾の名を挙げ、彼らの財政理論を紹介した。一方、『イギリス国債史』を著したハーグリーブズ Hargreaves は、シンクレアの指摘した臨時的支出（戦費）調達方法の一手法としての「増税」策、国債発行による戦費調達策に関する記述を幾分拡張し、1740・50年代の国債に関する理論を「国債についての18世紀の見解」の章⁷⁵⁾で扱い、国債発行・累積国債を巡る論議がどのような雰囲気で作られたのかを記している。「戦争が終わったとき、債務状態が少なからず危機意識を呼びさましたのは当然である。1755年から1765年のあいだにおける確定債の著しい増加のために、もうひとつ戦争がおこったときにはこの国が破産の瀬戸際に追いやられるのではないかと考えられた。減債基金は名目的に存在するにすぎず、償還のための規則的な支払い準備は完全に欠落していた。借入れ政策の継続のゆえに、何らかの手段を組み合わせ合わせて採用することによって安全性に到達することができるという確信は感じられなかった。租税だけで戦争目的に必要な経費を調達すると決定して、はっきりと起債を断念することが〔国家破産に対する〕安全性を確保する唯一の方策のようにおもわれた⁷⁶⁾」。ハーグリーブズは「年度の経費をその年度内の財源で賄う」理論を唱えた人物として、「……マシュー・デッカー、マラシー・ポスルスウェイト、アーサー・ヤング、およびウィリアム・パルトニーによって力説された⁷⁷⁾」、とシンクレアと同じ著者の名を挙げている。

確かにデッカーは、1744年のパンフレットでイングランド全域に及ぶ^{シングル・タックス}単一税、内国消費税を家屋に課することを提案し⁷⁸⁾、これをもってその年の^{カレント・サーヴィス}経常経費の大半を賄うことを訴えたのである⁷⁹⁾。デッカーは必要とされる500万ポンドを調達するために彼の推計した年間

71) Sir John Sinclair, *The History of the Public Revenue of the British Empire*, London: T. Cadell, 1803, third edition, vol.1, pp. 335–41.

72) Malachy Postlethwayt, *Great Britain's True System*, London: A. Millar, 1757.

73) Arthur Young, *Political Arithmetic. Containing observations on the present state of Great Britain*, 1779.

74) William Pulteney, *Considerations on the Present State of Public Affairs, and the Means of Raising the Necessary Supplies*, London: J. Dodsley, 1779, second edition. パルトニーは^{ナショナル・ウエルス}「国富」、^{アニュアル・レヴェニュー}換言すれば国の年間収入（＝「国民所得」）を5250万ポンドと算出し、^{ナショナル・インカム}利率5%（12年購入）で資本化し、^{イヤーズ・バーチェス}資本総額を1億50万ポンドと算出した。cf. Pulteney, *Considerations on the Present State of Public Affairs*, p. 30. が、彼は訓練された「政治算術」家ではなく単なるアマチュアに過ぎなかった。cf. Studenski, *The Income of Nations*, p. 43.

75) Hargreaves, *The National Debt*, ch. 5 [一ノ瀬・斎藤・西野訳『イギリス国債史』第5章].

76) Hargreaves, *The National Debt*, p. 65 [一ノ瀬・斎藤・西野訳『イギリス国債史』69頁].

77) Hargreaves, *The National Debt*, pp. 81–2 [一ノ瀬・斎藤・西野訳『イギリス国債史』85頁].

78) [Matthew Decker], *Serious Considerations on the several high Duties which the Nation in general, labours under: with a proposal*, London: John Palaiet, 1744, fourth edition, p. 15.

79) [Decker], *Serious Considerations on the several high Duties*, p. 20.

所得50ポンド以下の貧しい家屋を除外した、「60万」家屋に各々年間10ポンドを課税することを提案したのである⁸⁰⁾。このデッカーの構想は家賃を基準として「所得」を算出する手法ともいえるが、『累進税』の著者であるシェハブ F. Shehab はデッカーが17世紀イギリスの租税賦課の原則である「支出」を支払い能力と看做す考えを棄て「所得」に対する直接的査定原則を打ち立てる意図を有していたが、中途半端な結果に終わった、と彼の構想を評価している⁸¹⁾。またポスルスウェイトは『大英帝国の真の体制』（1757年）の全編を通じて、国債の増加を回避し租税の歳入調達力を増すことで「年度の経費をその年度内の財源で賄う」構想を展開し、「年度の経費をその年度内の財源で賄う」理論がイングランドの商品価格を引き下げ、フランスとの貿易競争に打ち勝つことを主張したのである⁸²⁾。

しかし臨時的支出（戦費）の財源を国債発行に依存せず租税増徴によって「年度の経費をその年度内の財源で賄う」租税・財政政策を唱えた人物は、シンクレアやハーグリーブズが名を挙げているデッカー、ポスルスウェイト、ヤング、さらにはパルトニーに限定されなかった。例えばクリーヴ Bourchier Cleeve は七年戦争期、あるいは直前に記されたと推測されるパンフレットで戦時・平時に応じて国債の削減をいかに行うかを具体的に計算し、単一税を新設する策を提言したのである。彼はデッカーさらにはバーナード議員の国債削減案に賛意を示し、このパンフレットを著したのである⁸³⁾。「国債——その額が1億ポンドを越えた時は極め危険な事態となり、将来が危ういものとなる——の削減は多くの困難を除去するだろう⁸⁴⁾」と言う基本姿勢を採り、「私が得た最良の情報では戦時において十分な歳入を齎す可能性のあるイングランドの〔課税財産である〕家屋数は妥当な計算に拠れば86万6000にのぼる⁸⁵⁾」、とし、具体的な家屋数＝課税財産を計算した。なおクリーヴが推計した家屋数は先に見たデッカーのそれよりも幾分多いことに注意。クリーヴはこのように国債の削減と「年度の経費をその年度内の財源で賄う」ために、租税調達能力を向上する第一歩として家屋数のより精密な計算を行った。クリーヴはこのパンフレットの末尾で同時期出版されたフォーキア Francis Fauquier の『戦費調達論⁸⁶⁾』（1756年）に言及していた。

80) [Decker], *Serious Considerations on the several high Duties*, p. 19.

81) F. Shehab, *Progressive Taxation. A study in the development of the progressive principle in the British income tax*, Oxford: Clarendon Press, 1953, p. 31.

82) Postlethwayt, *Great Britain's True System*.

83) Bourchier Cleeve, *A Scheme for preventing a further Increase of the National Debt and for reducing the same*, London: R. and J. Dodsley, 1756.

84) Cleeve, *A Scheme for preventing a further Increase of the National Debt and for reducing the same*, p. 6.

85) Cleeve, *A Scheme for preventing a further Increase of the National Debt and for reducing the same*, pp. 10–12.

86) [Francis Fauquier], *An Essay on Ways and Means for raising Money for the Support of the Present War, without increasing the public debts*, London: M. Cooper, 1756, reprinted, New York: Johnson Reprint Corporation, n.d.

フォーキアは1756年当時、イングランドが闘っている戦争がイングランドの権利を回復し、他国の侵略から人々を守る正しい・必要な、絶対的に必要である⁸⁷⁾、との認識に基づき、戦争に必要な財源調達方法に(1)「年度の経費をその年度内の財源で賄う」手法と、(2)ウィリアム王、アン女王以来採用されてきた借入金に依拠した2つの方法があることを指摘した⁸⁸⁾。彼は「年度の経費をその年度内の財源で賄う」観点から、借入金に依存せずに必要な歳入額(300万ポンド)の調達方法、家屋に課税され累進的税率を採用した新税構想を明らかにしたのであった。その際、フォーキアはデッカーが用いた統計データ、とりわけ課税対象である家屋数「60万」——「政治算術」にとって最も重要な推計作業の結果——を批判し、家屋数を「40万」と極めて控えめな算定を行っている⁸⁹⁾。なおシェハブは『累進税』でフォーキアが構想した累進的税率を有した直接税を紹介しつつ、フォーキアがデッカーの統計データを批判した事実については評価するものの、フォーキアの理論的貢献を認めていない。しかしシェハブの評価は「政治算術」家の目的が具体的な数値を出すことにあることを考えれば幾分の外れと言える⁹⁰⁾。

他方、フック Andrew Hooke は蔵相ペラムに献呈された『国債と国民資本』と題する1750年のパンフレットで、歳入確保策を国債発行に依存するのではなく「年度の経費をその年度内の財源で賄う」手法を推奨する議論に対して、国債がイギリス経済にとっていかなる影響を及ぼしているのかを国のストック National Stock、国の資本 National Capital、年〔国民〕所得 Annual Income⁹¹⁾ を基準として具体的に数値で計測する必要性を強調しつつ次のように義論を進めた⁹²⁾。フックは、「政治化学」political Chemistry——彼は「政治算術」Political Arithmetic と言う語を用いずに——を援用し、1750年における人口を1000万人、国の資本 ナショナル・キャピタル を10億ポンド、年(国民)所得 アニュアル・インカム を1億ポンド、国債8000万ポンドとそれぞれ算定し、国のストックの年間の増加を1150万ポンドと計算した⁹³⁾。この計算に基づいて、彼は「現実の国民的破産という危機を何ら伴うことなく⁹⁴⁾」国債を増加させることは可能であり、「国債の償還は重要な事案ではない⁹⁵⁾」

87) [Fauquier], *An Essay on Ways and Means for raising Money for the Support of the Present War*, p. 3.

88) [Fauquier], *An Essay on Ways and Means for raising Money for the Support of the Present War*, pp. 6–7.

89) [Fauquier], *An Essay on Ways and Means for raising Money for the Support of the Present War*, pp. 26.

90) Shehab, *Progressive Taxation*, p. 38.

91) Andrew Hooke, *An Essay on the National Debt, and National Capital: or the Account truly stated, debtor and creditor*, London: W. Owen, 1750.

92) Hooke, *An Essay on the National Debt, and National Capital*, p. 4.

93) Hooke, *An Essay on the National Debt, and National Capital*, p. 27. cf. Hargreaves, *The National Debt*, pp. 78–9 [一ノ瀬・斎藤・西野訳『イギリス国債史』81–2頁].

94) Hooke, *An Essay on the National Debt, and National Capital*, p. 44.

95) Hooke, *An Essay on the National Debt, and National Capital*, p. 44.

として、国債が経済に悪影響を及ぼすと看做す見解を退けたのである。彼の具体的な政策提言は永久債の有期債への転換であった。

一方、よく知られているように同時代の哲学者ヒューム David Hume は「国家信用」で国債の累積がイギリス経済に悪影響を及ぼすのではないかという悲観論を展開した⁹⁶⁾。また、この時期推測の域にあった人口の推計に大きな関心を抱いていたウォレスは『現代英国の政治的状况の特徴』(1758年)で、経済発展の進んだ国では金融組織は重要かつ不可欠なものであるが「〔金融商品の一つである〕公^{パブリック・デブ}債は時に必要なものであるし、偶発的な利益を供したりすることもあるとはいえ、本来的に利益を生むものではない⁹⁷⁾」と見ており、国債の量にも限界が存在していることを認めていた⁹⁸⁾。

七年戦争(1756—63年)とアメリカ独立戦争(1776—83年) 1740年代末以降、現実の財政政策の場においても、財政理論の場においても従来の財政運営とりわけ、戦費財源を長期・短期の借入金に求める戦費調達方法に対する見直し要求や、国債の累積を危惧し、国債をいかに管理するかをめぐって様々な見解・政策提言が出始めたのである。その結果、既に見てきたようにペラム蔵相は国債の借換え計画を実施し、この計画の成功によってイギリス国家財政を巡る状況は一時的に好転し、フランスとの七年戦争⁹⁹⁾(1756—63年)に臨む際にはイギリスは良好な財政状態であった。しかし七年戦争の結果、イギリスはフランスとの植民地争奪戦争に勝利するものの国債の累積が再び始まり、この国債がイギリス経済・財政にいかなる影響を及ぼすかを巡って様々な意見が噴出した。七年戦争の結果累積した国債がイギリス経済とりわけ貿易に及ぼす影響に関心を向けた著作の一つで、匿名氏(実は、ワトリ Thomas Whately)は国債の累積に起因する租税負担の増加によって国内の家屋数が減少し、累積国債が貿易活動に対しても悪影響を与えている、と結論付けた¹⁰⁰⁾。一方、他の匿名氏(実はノックス William Knox)は「年度の経費をその年度内の財源で賄う」政策に同調するとともに、累積国債と租税負担増加の一解決策として、イギリス国内で課税されている地租

96) David Hume, *Political Discourses*, 1752 [田中敏弘訳『政治論集』東京大学出版会, 1967年, 所収]. 北村裕明「D. ヒュームと国家破産」『経済論叢 [京都大学]』128巻1・2号, 1981年, 同「J. スチュアートと国家破産」『彦根論叢 [滋賀大学]』212号, 1982年, 参照。なお, 古典派経済学の国債論についての最近の研究として, Donald Winch, *The political economy of public finance in the 'long' eighteenth century*, in John Maloney, ed., *Debt and Deficits. An historical perspective*, Cheltenham: Edward Elgar, 1998.

97) Robert Wallace, *Characteristics of the Present Political State of Great Britain*, London: A. Millar, 1758, p. 51.

98) Wallace, *Characteristics of the Present Political State of Great Britain*, pp. 62—3.

99) 七年戦争については、フランス側から見た優れた研究がある。James C. Riley, *The Seven Years War and the Old Regime in France. The economic and financial toll*, New Jersey: Princeton UP., 1986.

100) [Thomas Whately], *Considerations on the Trade and Finance of this Kingdom, and on the measures of administration, with respects to those great national objects since the conclusion of the peace*, London: J. Wilkie, 1766, pp. 97—8.

を財政制度がイギリスとは別個の状態にあるアイルランドにも適用し、歳入調達力を高めることを提言している¹⁰¹⁾。そして、バーク Edmund Burke が匿名で書いたパンフレットがこれらに続くことになる¹⁰²⁾。

七年戦争に続くアメリカ独立戦争（1776–83年）の結果、イギリスは植民地の喪失と言う経済的危機と国債の累積とによって経済的財政的危機的状況に陥ったのである。「七年戦争後の国債は、その総額の膨張にふたたび関心が向けられるようになった。七年戦争とアメリカ独立戦争で巨額の債務が累積し——[中略]——，債務償還がふたたび注目されたのである。1763年以来、債務の利払いがこの国の徴税能力を超えてしまうのではないかという危機感が募り、国が破産するのは時間の問題だとささやかれていた。ジョージ・グレンヴィルなどがイングランドを超えて英帝国内に新しい財源を求めようとしたのも、小ピットがアメリカ独立戦争後に減債基金の復活をあせったのも、このような事情があったためである¹⁰³⁾」。イギリス財政が租税負担増加と国債の累積とによって租税負担の限界点に到達し、国家破産に至るのではないかと言う、1730年代に噴出した暗い展望と恐怖心が、この七年戦争以降再び呼び起こされたのである。1740年代以降、「年度の経費をその年度内の財源で賄う」具体的提言が幾つかなされたにもかかわらず、旧態依然たる政治状況の中で、財源調達力を有する新税はアメリカ独立戦争（1776–83年）期においても構想されなかった¹⁰⁴⁾。さらに、国債の利払いが国家の租税調達能力を上回るのではとの懼れも生じた。確かにアメリカ独立戦争期のイギリス財政は国債と租税負担がともに増加する事態にあり、同時代人のステア伯 John Dalrymple, Earl of Stair はイギリス財政の将来が極めて悲観的な環境にあることを明らかにし¹⁰⁵⁾、後の1785年には公会計簿をより正確なものにすることで財政規律の確立を訴えたのである^{105a)}。パルトニー William Pulteney もまたイギリス財政の再建に向けて「年度の経費は年度内の財源で賄う」構想を提言したのであった¹⁰⁶⁾。その結果、再び政治的関心が国債の

101) [William Knox], *Present State of the Nation: particularly with respects to its trade, finances, &c. &c.*, London: J. Almon, 1769, fourth edition (first edition, 1768), p. 75 (パンフレットには乱丁あり)。この時期アイルランド財政はイギリス財政と分かれていた。cf. T. J. Kiernan, *History of the Financial Administration of Ireland to 1817*, London: P. S. King & Son, 1930.

102) [Edmund Burke], *Observations on the late State of the Nation*, London: J. Dodsley, 1769, fourth edition. [William Knox], *An Appendix to the Present State of the Nation containing a reply to the Observations on that pamphlet*, London: J. Almon, 1769 はバークのパンフレットに対する反論である。

103) Brewer, *The Sinews of Power*, p. 124 [大久保訳『財政＝軍事国家の衝撃』130頁、訳文は変更]。

104) Ward, *The English Land Tax in the Eighteenth Century*, pp. 84–5.

105) John Dalrymple, Earl of Stair, *The State of the National Debt, the National Income, and the National Expenditure*, London: J. Almon, 1776.

105a) John Dalrymple, Earl of Stair, *Comparative State of the Public Revenues, for the years ended 10th October 1783, and 10th October 1784*, London: John Stockdale, 1785.

106) Pulteney, *Considerations on the Present State of Public Affairs*.

償還に寄せられ、政府は国債の償還と新たな財源（税収確保）発掘とを模索せざるを得なくなった。

この時期、新税創設を唱えた人物にアイルランドの政治家ドップ Francis Dobbs がいる。彼は、現在の財政状況は国債の増加と租税負担の重課によってイギリスがここ数年誰の目にも明らかな衰退状況にあるが、イギリスの莫大な資源・繁栄の範囲内である。しかし、イギリスの富は個々人の手中にあり、下層階級は生活に追われている¹⁰⁷⁾。ドップはこのように現状把握し、現在の租税原の改革を打ち出した。この国家存亡の危機にあつて必要とされる経費捻出の基準を各人の「富」とし、この富を測る最善の基準が家屋と看做した。家屋の価値を基準とし、累進的税を新設すれば、関税を含む他の税を廃止することも可能となり、租税負担に苦しむ貧者にとっても負担軽減となる、と彼は主張したのである¹⁰⁸⁾。

このような中で、累積した国債の処理について幾つかの政策提言が行われたが、国債の処理について大きな政策的影響を与えた人物にプライス Richard Price がいる。彼は累積債務を具体的に算出し、その危険性を訴えるとともに、国債削減が実現不可能な政策ではなく実現可能な政策であるとし、減債基金 Sinking Fund を活用した国債削減策を提案した¹⁰⁹⁾。さらに、彼はアメリカ独立戦争の帰趨が未だ明らかでなかった1783年に『公債と財政の状況』で公債と財政の状況について次のように指摘した。国債の増加ならびに利払い費が増加し、次なる戦争に向けての財政的準備も必要となっている。現在では多くの人々が国債の償還を不可能なものとして看做しているが、彼は国債の償還が可能であるとの希望を捨てておらず、その償還に際しての大前提は「平和」であり、戦争となれば償還計画は大きく変更を余儀なくされると指摘した。プライスの国債償還構想は既に公にされ彼の著作に沿って改めて提案されたもので、彼は低金利での償還ではなく「高金利」での償還を薦め、それが出資者に有利であり、かつ公共にも有利であるとの理由を挙げた¹¹⁰⁾。

107) Francis Dobbs, *Thoughts on the Present Mode of Taxation in Great Britain. The ruin that leads to — and the way to avert it*, London: Stockdale, 1784, pp. 2–4.

108) Dobbs, *Thoughts on the Present Mode of Taxation in Great Britain*, pp. 6–8, 10–11, 20.

109) Richard Price, *An Appeal to the Public, on the Subject of National Debt*, London: T. Cadell, 1772, in John Ramsay McCulloch, ed., *A Selection of Scarce and Valuable Tracts and other Publications, on the National Debts and the Sinking Fund*, London, 1857. プライス は前年に国債償還に関する体系的著作を出している。Richard Price, *Observations on Reversionary Payments*, 1771, first edition. プライスの国債削減に関するこの提案に対しては直ちに反論が出た。Jos. Wimpey, *Extracts from a Tract entitled The Challenge; or Patriotism put to the Test, in a letter to Rev. Dr. Price (1772)*, in McCulloch, ed., *A Selection of Scarce and valuable Tracts and other Publications, on the National Debts and the Sinking Fund*.

110) Richard Price, *The State of the Public Debts and Finances at signing the preliminary articles of peace in January 1783: With a plan for raising money by public loans, and for redeeming the public debts*, London: T. Cadell, 1783, pp. 25, 34–5. プライスの国債に関する文献として以下のものがある。Richard Price, *Observations on the Nature of Civil Liberty, the principles of government, and the justice and policy of the war with America. To which is added an appendix*, ↗

政権の座にあったピットは1786年に累積国債に対する策として減債基金^{シンキング・ファンド}を設立するが¹¹¹⁾、その際彼はプライスの提案のうち3%長期国債をより高利の長期国債に借換えることで国債の削減を図る構想——逆行的償還 Reversionary Payments 構想——を採用し、実行に移した。しかし、この提案も直ちにスタナップ伯 Charles Earl Stanhope¹¹²⁾ や匿名氏（実はハワード Thomas Howard, Earl of Effingham）の反対意見に遭遇したのであった。スタナップ伯は償還計画の権限が政府の委員会的手中にあり、委員の私的利益が償還計画に組み込まれる可能性を指摘し¹¹³⁾、他方、匿名氏は整理公債基金100万ポンドの設定は国債の利払いにのみ供され、それが国家財政を破綻させると断言した¹¹⁴⁾。後述するように、ピットは1786年（と1792年と）に減債基金を導入した後、大規模な租税制度改革を実施し、最終的に国家信用の危機的状況を受けて有産階級に大きな負担を強いる所得税導入——所得税の受容を有産階級に説得したことを含め——に至る財政政策を採用したのである。

この七年戦争からアメリカ独立戦争期にかけて、既に見てきたワトリ、ノックス、スタナップ、さらにパルトニーらを含めた多くの人々は18世紀中葉以降の論者と同様にイギリス財政事情に対して警告を発し、その時期入手可能であった統計データを用いて自己の立論の根拠に各自の「国民所得」^{ナショナル・インカム}を推計し、「国民所得」に占める国債の比率を割り出し、租税負担あるいは国債がイギリス経済にとっていかなる影響を及ぼすのか、あるいは経済世界の拡大に伴ってヨーロッパの強国の経済状態とイギリスの経済力（国力）を比較しようとしたのである。文字通り政治算術の財政政策への応用であった。注目すべき点は「政治算術」家が統計データを用いて算出したのは、ダヴナントの著作が示すようにイギリス一国の国力推計に留まらなかったことである。彼らは種々の統計データを用いてイギリスの国力とヨーロッパの

containing a state of the nature of the national debt, London: T. Cadell, 1776, third edition; Richard Price, *Additional Observations on the Nature and Value of Civil Liberty, and the war with America: also observations on schemes for raising money by public loans; and an historical deduction and analysis of national debt; and a brief account of the debts and resources of France*, London: T. Cadell, 1777, second edition. プライスの減債基金論、ピットの減債基金創設ならびにプライスの理論の反響については、Hargreaves, *National Debt*, ch.6 [一ノ瀬・斎藤・西野訳『イギリス国債史』第6章]が詳細である。イギリスの公債制度・減債基金制度・公債発行に関する邦語文献に、仙田左千夫『イギリス公債制度発達史論』法律文化社、1976年、同『十八世紀イギリスの公債発行』啓文社、1992年、同『イギリス減債基金制度の研究』法律文化社、1998年、がある。

- 111) Hargreaves, *National Debt*, pp. 99, et. seq [一ノ瀬・斎藤・西野訳『イギリス国債史』103頁、以下参照].
- 112) Charles Earl Stanhope, *Observations on Mr. Pitt's Plan, for the Reduction of National Debt*, London: J. Davis, 1786. もっとも、スタナップ伯に対しても反論が直ちに示された。Anon., *A Short Answer to Earl Stanhope's Observations on Mr. Pitt's Plan for the Reduction of the National Debt*, London: T. Cadell, 1786.
- 113) Earl Stanhope, *Observations on Mr. Pitt's Plan, for the Reduction of National Debt*.
- 114) [Thomas Howard, Earl of Effingham], *An Examination of Mr. Pitt's Plan for diminishing the Public Debts by Means of a Sinking Fund*, London: John Stockdale, 1787, p. 20.

強国の国力・経済力とを比較し、それぞれの国の特徴を抽出したのであった。18世紀中葉のオーストリア継承戦争最中の1742年貿易・航海法案提出の前後には幾つかのパンフレット・著作が公にされたフランスとイギリスの租税収入統計あるいは貿易収支統計を比較分析し、フランスとイギリスの国家信用を比較推計し、フランスの財政力とりわけ戦争遂行能力を見極めようとしていた¹¹⁵⁾。

さらに、各国の統計資料を用いて経済力・財政力の国際比較を試みたジーマーマン E. A. W. Zimmermann^{115a)} や、チャーマーズ George Chalmers の著作がこの研究傾向を一層推し進めた¹¹⁶⁾。経済・財政分析に力点を置いたジーマーマンやチャーマーズの著作以上にオスマントルコ帝国を含むヨーロッパ諸国の軍事力に注目し、さらには関連した同時代の財政統計や経済統計を蒐集した著作さえ出されたのである¹¹⁷⁾。次章で詳述するようにピットの所得税は1798年末に議会上程され翌年に発効したが、この所得税創設を機会にイギリスの財政力・経済力を計測しようとする「政治算術」的著作が数多く生み出された。例えば、クラーク Thomas Brooke Clarke やマッカーサー John McArthur はペティやダヴナントに始まる「政治算術」の伝統を受け継ぎ、フック Andrew Hooke や所得税の実施後に国民所得を計算したビーク Henry Beeke¹¹⁸⁾ らを援用しつつイギリスの経済力・財政力の算出に携わったのである¹¹⁹⁾。

-
- 115) Pseudonym [War of Jenkins' Ear], *The Present State of the Revenues of Forces by Sea and Land, of France and Spain compar'd with those of Great Britain*, London: T. Cooper, 1740; [George Turner], *An Inquiry into the Revenue, Credit, and Commerce of France. In a member of this present Parliament*, London: J. Robert, 1742, second edition; [Corbyn Morris], *Letter to the Author of an Enquiry into the Revenue, Credit, and Commerce of France*, London: J. Roberts, 1742. John Nickolls, *Remarks on the Advantages of France and of Disadvantages of Great-Britain with respect of commerce, and to the means of encreasing the wealth and power of a state*, London: T. Osborne, 1754 (French original, Leyde, 1754) は、タッカー Josiah Tucker の著作の表題を拝借したもの。
- 115a) E. A. W. Zimmermann, *Political Survey of the Present State of Europe, in sixteen tables; illustrated with observations on the wealth and commerce, the government, finances, military state, and religious of the several countries*, London: C. Dilly, 1787.
- 116) George Chalmers, *An Estimate of the Comparative Strength of Great Britain, during the present and four preceding reigns*, London: John Stockdale, 1794, a new edition (first edition, 1782).
- 117) Anon., *Political Geography. Introduction to the statistical tables of the principal empires, kingdoms and states in Europe*, London: W. Lowndes and J. Debrett, 1789. 本書はフランス財政に関するネッケル Jacques Necker の著作はもちろん、チャーマーズ、ジーマーマンやマッカーサーの著作を「政治算術」的著述として引用している。
- 118) Henry Beeke, *Observations on the Produce of the Income Tax, and on its Proportion to the Whole Income of Great Britain*, London: J. Wright, 1800, a new and corrected edition (first edition, 1799).
- 119) The Rev. Dr. Thomas Brooke Clarke, *A Survey of the Strength and Opulence of Great Britain*, London: T. Cadell, 1801; McArthur, *Financial and Political Facts of the Eighteenth and Present Century*.

2章 対仏戦争期（1793—1815年）におけるピット、アディントン¹²⁰の所得税と財政統計

対仏戦争期のイギリス財政 この時期はアメリカ独立戦争（1776—83年）、対仏戦争（1793—1815年）と言うかつてないイギリス国家の危機的状況の中で、イギリスの租税・財政制度体系が大きく転換した時期である¹²⁰。既に見てきたように1750年代には国家財政の運営を巡る手法・思考様式に大きな変化が二点、すなわち（1）国家経費とりわけ戦費調達に際して、「年度の経費を年度内の財源で賄う」政策理論の誕生（と言うより復活）と（2）累積国債の完全な償還ではなく累積した国債をいかに管理するかと言う政策思想の出現である。しかし「年度の経費を年度内の財源で賄う」ためには歳入調達力を有する租税を導入する必要があり、いかなる租税がこの条件に合致しているのかについての具体的な論議、さらには累積した国債をどのように管理するか、さらにはイギリス経済・財政の能力にとってどの程度の国債の量であれば国家破産に至らないのかを計測するためにはイギリスの経済力・租税負担能力・財政能力の測定が不可欠であるが、それらの測定に必要なデータ・理論ともに未熟であった。

アメリカ独立戦争から対仏戦争に至る時期のイギリス国家財政の財政状況を簡単に述べておけば、次のようになる。18世紀前半に比べて、18世紀後半の国家財政は、租税収入と国債利払いの動向を考慮すればより厳しい状況にあった。^{ネット}純歳入額は1715会計年度（1714年9月から1715年9月）の550万ポンドから1776会計年度（1775年10月から1776年10月）には1050万ポンドに増加し、国債利払いは320万ポンドから460万ポンドに増加した。1799会計年度（1798年10月から1799年10月）の歳入は3170万ポンド、国債利払いは1680万ポンドで

120) この時期のイギリス経済については、cf. O'Brien, *The political economy of British taxation* [玉木訳「イギリス税制のポリティカル・エコノミー」]; Patrick K. O'Brien, *Public finance in the wars with France 1789–1815*, in H. T. Dickinson, ed., *Britain and French Revolution 1789–1815*, Basingstoke: Macmillan, 1989. 名誉革命期から対仏戦争終結に至る戦争でイギリス経済が蒙った影響については、Patrick K. O'Brien, *The Impact of the revolutionary and Napoleonic Wars, 1793–1815, on the long-run growth of British economy*, *Fernard Braudel Centre Review*, 12 (1989); H. V. Bowen, *War and British Society, 1688–1815*, Cambridge: Cambridge UP., 1998. 租税改革に関する邦語文献として、佐藤『近代税制の成立過程』、土生芳人「ナポレオン戦争期のイギリス所得税」『法経雑誌 [岡山大学]』12巻4号、1963年、同『イギリス資本主義の発展と租税』東京大学出版会、1971年、斎藤忠雄「産業革命期のイギリス国家財政（上）——1776～1820」『修道商学 [広島修道大学]』24巻2号、1983年、同「産業革命期のイギリス国家財政（下）——1776～1820」『修道商学』25巻1号、1984年。イギリスの所得税創設に関する近年の邦語文献として、土生芳人「19世紀イギリスの所得税」『岡山商大論集 [岡山商科大学]』33巻2号、1997年、伊藤栄晃「租税の政治経済学と社会経済史学との狭間で」『関東学園大学経済学紀要』27集第2号、2000年、伊藤栄晃「ナポレオン戦争期英国の所得税記録に関する覚書」『研究年報 経済学 [東北大学]』62巻4号、2001年、参照。

あった¹²¹⁾。とりわけ、1776会計年度から1799会計年度に至る時期はイギリス国家財政が、アメリカ独立戦争とその後の対仏戦争に必要な戦費財源の発掘、ならびに累積国債の齎す影響回避と言う大きな政策課題を抱えることになったのである。

したがって、イギリスは新たな戦争に備え戦費財源の緊急の発見に迫られるとともに、過去の戦争の結果累積した国債増加に伴う国債利払い増加とによって、この時期のイギリス財政は危機的状況にあった¹²²⁾〔表 III〕。この惨憺たる財政状況の改善が1783年に発足するピット内閣に突きつけられた政治的財政的課題であった¹²³⁾。ピット内閣は、この危機的事態に対して、租税政策としては後に見る財政組織の改編を推し進め、従来からの政府の課税方針で

表 III ピット内閣期の財政（単位：百万ポンド）

会計年度	歳入	歳出	国債利払い
1784	13.2	24.2	8.6
1785	15.5	25.8	9.2
1786	15.2	16.9	9.4
1787	16.4	15.4	9.2
1788	16.7	16.3	9.4
1789	16.6	16	9.4
1790	17	16.7	9.3
1791	18.5	17.9	9.4
1792	18.6	16.9	9.3
1793	18.1	19.6	9.1
1794	18.7	28.7	9.7
1795	19	38.9	10.4
1796	19.3	42.3	11.6
1797	21.3	57.6	13.5
1798	26.9	47.4	16
1799 ^{a)}	31.7	47.4	16.8
1800 ^{b)}	9.6	12.3	3.3

資料：B. R. Mitchell and Phyllis Deane, eds., *Abstract of British Historical Statistics*, Cambridge: Cambridge UP, 1962, reprinted in 1976, pp. 388–91.

a) 1799会計年度までの期末は10月10日。

b) 会計年度の期末は1月5日。

121) Mitchell and Deane, eds., *Abstract of British Historical Statistics*, pp. 386–91. このデータは、BPP, 1868–9 (366) (366-I) xxxv, *Public Income and Expenditure* に依拠している。cf. William Kennedy, *English Taxation 1640–1799. An essay on policy and opinion*, London: G. Bell & Sons, 1913, p. 151.

122) Kennedy, *English Taxation 1640–1799*, p. 151, n. 1.

123) Sidney Buxton, *Finance and Politics; An historical study. 1783–1885*, London: John Murray, 1888, vol.1, p. 2; O'Brien, *Public finance in the wars with France 1789–1815*, p. 171.

ある奢侈品への課税と言う原則を踏襲したのである。しかし、アメリカ独立戦争期に始まった租税を巡る論争は対仏戦争勃発時においても根本的解決を見ることはなかった¹²⁴⁾。もう一つの政策課題である国債の管理については、1783年以降、1786年の減債基金創設に至るまで国債の累積——「債務危機」^{デブ・クライシス}と言われた——は政治的争点の中心を占め、累積国債が国家財政・経済にとって危機的水準あるのではとさえ思われた¹²⁵⁾。

或る同時代人は1780年代半ばのイギリス財政状況を次のように分析し、租税増徴の処方箋を記していた。イギリスは相次ぐ戦争の結果戦費財源としての国債の残高が急増し、加えてアメリカ独立による植民地喪失と言うイギリスの経済的財政的危機的状況にあって、減債を目的として内国消費税や地租を含む諸税を廃止し、その一方でこれらの徴税組織を維持しつつ、動産・不動産の価値を課税標準として1%の税を課し、租税調達能力の増加を図るべきであると進言したのである。なお、著者は動産の価値を占有家屋の価値から算出する手法を採り、租税賦課の基礎となる「^{アニュアル・インカム・オブ・グレート・ブリテン}国の年間所得」の計算で他の著者が算定した1億ポンドと言う数値を採用していた¹²⁶⁾。

その中で「^{アドミニストラティブ・レヴォリュション}行政革命」が進められ、財政組織の改編が実施されたのである。すなわち1785年には国家機構のうち財政組織の機構改革が実施され、従来からある「関税局」Customs と「税務局」Affairs of Taxes とが再編成・新設され、「税務局」は地租、査定税 Assessed Taxes、後には所得税 Income Tax などの主として直接税を管轄する部局となり、二つの巨大歳入部局が出現したのである¹²⁷⁾。その結果「1780年代の後半にはピットは、外国産の蒸留酒、茶、煙草、ワインにかかる税金の査定と徴収の義務を関税部局から内国消費税部局に移行した。1784年の租税改革法〔Commutation Act これにより、茶にかかる関税が大幅に引き下げられた。茶税は内国消費税の部局に移り、窓税を増税することで財務府は関税による減収を埋め合わせた——玉木注記〕のもとで、窓にかけられていた直接税の一部が、関税と内国消費税部門の勘定を通じて送られるようになった¹²⁸⁾。加えて、公会計簿を検査した一連の『公会計簿検査報告書』(1780—7年)はこの時期の「行政革命」を推し進め

124) Ward, *The English Land Tax in the Eighteenth Century*, p. 133.

125) Torrance, Social class and bureaucratic innovation: the commissioners for examining the public account, 1780—1787, *Past and Present*, 78 (1978), pp. 56—7.

126) William Mayne, Lord Newhaven, *A Short Address to the Public; containing some thoughts how the national debt may be reduced, and all home taxes, including land-tax, abolished*, London: J. Debrett, 1786, pp. 5—6, 19.

127) Stephen Dowell, *A History of Taxation and Taxes in England from the earliest times to the year 1885*, London: Longmans, Green, 1888, second, revised and altered edition, vol. 2, pp. 188—9; Hope-Jones, *Income Tax in the Napoleonic Wars*, p. 34; Binney, *British Public Finance and the Administration*, pp. 69, 71, 72. 佐藤『近代税制の成立過程』90-1, 108頁, 参照。

128) O'Brien, The political economy of British taxation, p. 9, note [玉木訳「イギリス税制のポリティカル・エコノミー」178頁, 注と出典, 訳文は変更]. cf. Dowell, *A History of Taxation and Taxes*, vol. 4, p. 224; Binney, *Finance and Administration*, pp. 69, 278.

たのである¹²⁹⁾。

フランス革命が精鋭化する中で、ウィルソン Jasper Wilson (実はカリ James Currie) は1793年の対仏戦争勃発直前にパンフレットで彼の平和構想を明らかにした¹³⁰⁾。著者ウィルソンは対仏戦争には批判的立場から平和構想を打ち出したのであるが、対仏戦争は1793年3月に既に始まっていた。彼は戦争と戦費財源と位置付けられた国債の累積が及ぼす国内経済・貿易活動への悪影響、さらに戦争による国の資源枯渇を危惧し、戦争に批判的な姿勢をとり、ロシア、オーストリア、ポーランド、フランスそしてスペインが国家信用の危機にあり、国家破産の瀬戸際にあると看做したのである¹³¹⁾。ウィルソンは、この時期ヨーロッパ諸国が戦争の際に借換え制度——イタリヤに端を発し、スペインを経由してヨーロッパ諸国に普及し、イギリスで本格的に採用され・整備された制度——を採用したことによって、戦費調達が可能かつ極めて大規模なものとなる一方で、国民が戦費負担を直ちに感じなくなった、と看做した¹³²⁾。彼は、相次ぐ戦争の結果国民が戦争に費やされる租税負担と新たに賦課される租税負担に喘いでいる、と結論付けたのである¹³³⁾。ウィルソンは戦争に掛かる経費がイギリスの租税・財政にとって破滅的であるがゆえに「和平」の必要性を強く説いたのである。後に蔵相を務めるヴァンシタート Nicholas Vansittart は政界デビューの著作でウィルソンのこのパンフレットに反論を加え、経済へ悪影響、資源枯渇といったウィルソンの悲観的見通しを批判し、イギリスの財政状態について幾分楽観的な展望を示した。彼はイギリス財政の置かれている状況を租税の絶対額で判断するのではなく、貿易収支の数値や歳入調達力を含めた総合的な経済力・財政力で測定しようとしたのである¹³⁴⁾。

一方、『大英帝国の相対的力の推計』の初版を1782年に出版したチャーマーズは、『大英帝国の相対的力の推計』の1794年版では1793年にピット宛の書簡の形をとったパンフレットで平和を説いたウィルソンに捧げられた長い献辞を記していた。チャーマーズはそこでイギリスを含む製造業、貿易、財政の動向を資料^{ドキュメント}に依拠した統計データを用い、ヨーロッパ諸国

- 129) Torrance, *Social class and bureaucratic innovation*, p. 56. 1785年には An Act for better examining and auditing the Public Accounts of this Kingdom, 24 George III c. 52 が制定された。1780年代の「行政改革」を高く評価するのは、Binney, *British Public Finance and the Administration* である。最近の評価については、Philip Harling, *The Waning of 'Old Corruption'. The politics of economic reform in Britain, 1779–1846*, Oxford: Clarendon Press, 1996, p. 26.
- 130) Jasper Wilson [James Currie], *A Letter Commercial and Political addressed to ... William Pitt: in which the real interests of Great Britain, in present crisis, are considered, and some observations are offered on the general state of Europe*, London: G. G. and J. Robinson, 1793, second corrected and enlarged edition.
- 131) Wilson, *A Letter Commercial and Political addressed to ... William Pitt*, p. 2.
- 132) Wilson, *A Letter Commercial and Political addressed to ... William Pitt*, pp. 4–5.
- 133) Wilson, *A Letter Commercial and Political addressed to ... William Pitt*, p. 72.
- 134) Nicholas Vansittart, *Reflections on the Propriety of an Immediate Conclusion of Peace*, London: John Stockdale, 1794, new edition, with corrections and an appendix, p. 121.

の経済的・政治的の実態解明の必要性を強く訴えていた¹³⁵⁾。なお、彼の『大英帝国の相対的力の推計』は、叙述・内容面で外国貿易に頁を大きく割り、一国の経済力測定の基準を外国貿易に置いていた。が、後の1812年版では書名が『イギリス国内経済の歴史的展望¹³⁶⁾』と大きく変更され、加えて分析の力点・経済力の評価基準が国内経済の動向に移動していたが、チャーマーズは著作を纏めるにあたって「言葉の力に依るよりも、^{ワード}事実の重みに信を置き、^{ファクツ}多くの文書を収集する」方針を貫いていたのである¹³⁷⁾。

フランスにおける革命運動の急進化とともに、フランスとイギリスとの間の政治的関係は緊迫を増し、英仏戦争が予想される中でイギリスの経済的財政的能力を政治算術・政治経済学によって測定し、戦争への批判を行う意見が噴出した。その代表的人物がモルガン William Morgan¹³⁸⁾であった。やがて、急進派が政治的支配権を掌握したフランスに対してピット内閣は「財産を守る」と言う大義名分で対仏戦争を開始したが、モルガンはプライスの忠実な弟子として、戦争の当然の帰結としての増税・国債増発・戦争財政といった財政政策がイギリスの経済と財政とを破壊するものとしてピットの政策を批判し続けたのである¹³⁹⁾。当然ながらモルガンのイギリス財政分析に対しては批判が加えられた。ヴァンシタートは、ウィルソンの1793年のパンフレットに対する批判でイギリスが経済的財政的能力に秀でた存在であると言う信頼・楽観的見通しを表明したが、モルガンが著した『戦費と国債の状況に関して、イギリス国民に重大な注意を喚起する諸事実』(1796年)に対しては、租税・国債の絶対値を問題視するのではなく、「国民の所得」Income of Nation 概念——定義が幾分曖昧ではあるが——を用いて、租税・国債の量をイギリスの経済力・財政力で相対化する論法を用いて

135) George Chalmers, *An Estimate of the Comparative Strength of Great Britain, during the present and four preceding reigns*, London: John Stockdale, 1794, a new edition.

136) Chalmers, *A Historical View of the Domestic Economy of Great Britain, and Ireland*. チャーマーズの書名が1812年版で「国内経済」と変更されている事に関しては、J. E. Cookson, *Political arithmetic and war in Britain, 1793–1815, War & Society*, 1 (1983), p. 60, n. 36.

137) Chalmers, *A Historical View of the Domestic Economy of Great Britain, and Ireland*, p. xv.

138) モルガンの著作は、William Morgan, *A Review of Dr. Price's Writings on the Finances of Great Britain*, London: T. Cadell, 1795; William Morgan, *Facts addressed to the Serious Attention of the People of Great Britain respecting the expences of the War, and the state of the national debt*, London: J. Debrett, 1796, fourth edition; William Morgan, *Additional Facts, addressed to the serious attention of the people of Great Britain, respecting the expences of the war and the state of national debt*, London: J. Debrett, 1796; William Morgan, *An Appeal to the People of Great Britain on the present alarming state of the public finance and of public credit*, London: J. Debrett, 1797, fourth edition; William Morgan, *A Comparative View of the Public Finances, from the beginning to the close of the late administration*, London: T. N. Longman, O. Rees and J. Debrett, 1803, second edition (first edition, 1801); William Morgan, *A Supplement to A Comparative View of the Public Finances, containing an account of the management of the finances to the present time*, London: T. N. Longman, O. Rees and J. Debrett, 1803.

139) Cookson, *Political arithmetic and war in Britain*, p. 39.

批判し、ピットの財政政策を擁護したのである¹⁴⁰⁾。しかし、ヴァンシタートのイギリスの財政力に対する楽観的な評価・検証に対しても、匿名氏のパンフレット『イギリスの国富と財政の検証』が直ちに反論を加え、租税負担・国債は破滅的水準にあるとした悲観的見解が出された¹⁴¹⁾。まさしく問題はいかなる尺度・指標でイギリス財政力を押し量り、イギリスが背負っている国債・租税負担がいかなる水準、危機的水準あるいは安全圏にあるかを具体的統計データによって可視的に推測することにあつた。

対仏戦争と国家財政 対仏戦争の勃発とともに「年度の経費をその年度内の財源で賄う」raising the supplies within the year, 換言すれば国債発行に依らない戦費調達の方法を求めた声が大きくなってゆくが、その理由は1797・1798の両年には、旧来の国債発行による戦費調達方法に困難が生じたことによる¹⁴²⁾。1797年春にはコンソル（国債）価格、とりわけ各種国債のうちで中核的存在となった3%コンソルの価格が、1792年、1793年では額面価格の70%台で推移していたが、1794年以降60%台となり、1797年5月に48%となった。最低価格は1797年5月末の47.3/8%であった¹⁴³⁾〔表Ⅳ〕。国家信用の崩壊の兆候ともいえる3%コンソル価格の急落に伴い、3%コンソル起債によって実際に国庫に納められた収入は起債額の50%程度に低迷したのである〔表Ⅴ〕。一方、イングランド銀行は国家信用の危機を示すこの3%コンソル価格の急落を受けて、国庫への支払いを一時停止させたのであった¹⁴⁴⁾。こうしてピット首相兼蔵相はイギリスの国家信用の崩壊の危機に直面し、加えて、フランス軍のイギリス侵略の可能性を考えざるを得ない状況に合った。彼はこの状況の打開策として、国債の担保のためにも、国債の利払いのためにも国家の租税徴収能力の改善＝租税増徴によって国家信用回復の必要に迫られた。一般的には、歳入増加をはかる政策には次に4つの手法¹⁴⁵⁾、すなわち（1）新税創設、（2）既存の租税の税率引き上げ、（3）査定・徴税組織の改革による税収の増加、（4）経済成長、があるが、この時期の租税収入について、1797年の『財政調査庶民院特別委員会報告書』は深刻な財政状況を指摘していた。国債は1793年の対仏戦争勃発以降1797年に至るまで増加し続け、さらに国債利払い・租税負担も増加したが、

140) Nicholas Vansittart, *An Inquiry into the State of the Finances of Great Britain; in answer to Mr. Morgan's Facts*, London: J. Owen, 1796.

141) Anon., *Tests on the National Wealth and Finances of Great Britain in December, 1798*, London: J. White, 1799.

142) Sinclair, *The History of the Public Revenue of the British Empire*, vol. 2, p. 209.

143) 3%コンソル（国債）は18世紀末には各種国債のうち中核的存在となった。「1751年にも、公債整理が行われ、もうひとつの重要な長期公債——3%コンソル——の創出をもたらした。……『コンソル』は、当初3%利下げ債よりも小さかったが、この〔18〕世紀の末までには規模において後者をしのぎ、そして国債の中でずば抜けて重要な要素となっていた」。Hargreaves, *National Debt*, p. 56 [一ノ瀬・斎藤・西野訳『イギリス国債史』61頁]。cf. Buxton, *Finance and Politics*, vol.1, p. 5, note *.

144) Buxton, *Finance and Politics*, vol.1, p. 16.

145) O'Brien, *Public finance in the wars with France 1789–1815*, p. 181.

重商主義期の戦争とイギリスの財政統計

表 IV コンソル価格 1792—1800年（月平均）

年	月	3% コンソル	4% コンソル	年	月	3% コンソル	4% コンソル
1793	1	77	91	1797	1	54	73
	2	72	87		2	53	70
	3	75	88		3	50	
	4	78	89		4		63
	5	76			5	48	61
	6	77	90		6	50	60
	7		92		7	53	65
	8		94		8	52	64
	9	74	92		9	50	
	10	75	90		10	49	59
	11	74	88		11	48	58
	12		89		12	49	59
1794	1	70	86	1798	1	48	59
	2	67	83		2	49	60
	3		84		3	50	62
	4	69	84		4	49	59
	5	70			5	48	
	6				6	49	61
	7	67	83		7	48	62
	8		84		8	49	65
	9	66	85		9	50	
	10	64	80		10	51	66
	11	67	84		11	55	69
	12	65	82		12	52	66
1795	1	63	80	1799	1	53	67
	2	64	79		2		69
	3				3	54	71
	4	63	77		4	54	69
	5	65	79		5	55	
	6	67	80		6	59	74
	7	68	82		7	62	79
	8		84		8	65	83
	9	69	85		9	64	84
	10	68	82		10	60	74
	11	68	84		11	61	75
	12	70	86		12	62	77
1796	1	69	85	1800	1	61	77
	2	68	84		2		78
	3		85		3	62	81
	4	67	82		4	63	
	5	65	81		5		80
	6	63	79		6	62	81
	7	60	78		7	63	82
	8	59			8	64	84
	9	56	74		9	65	85
	10	58	75		10	64	82
	11	56	73		11		81
	12	57	74		12	63	79

出典：Sinclair, *The History of the Public Revenue of the British Empire*, vol. 2, Appendix no. II.

表 V 各種（3%、4%、5%コンソル）国債の発行状況と国庫納入額（実収入額）（単位：ポンド）

年	国庫納入額	起債額			総計
		3%コンソル	4%コンソル	5%コンソル	
1793	4,443,827	6,250,000			6,250,000
1794	10,806,671	11,000,000	2,750,000		13,750,000
1795	17,695,923	18,000,000	6,000,000		24,000,000
	47,600,000	3,833,333			3,833,333
	17,777,164	26,095,800			26,095,800
1796	7,431,844	10,793,825			10,793,825
1797	17,815,958			20,124,844	20,124,844
	14,323,363	25,375,000	2,900,000		28,275,000
	1,620,000	3,669,300			3,669,300
1798	16,775,002	34,000,000			34,000,000
1799	18,322,480	32,749,250			32,749,250
1800	20,306,808	32,185,000			32,185,000

資料：BPP, 1868-9 (366) (366-I) xxxv, *Public Income and Expenditure*, Pt. 2, p. 544.

その一方で、地租・麦芽税を除く ^{パーマネント・タクシズ} 永久税 からの収入は、1793会計年度（1793年1月6日から1794年1月5日）：1394万1000ポンド、1794会計年度（1795年1月5日まで）：1390万9000ポンド、1795会計年度（1796年1月5日まで）：1345万5000ポンド、1796会計年度（1797年1月5日まで）：1381万4000ポンドと低迷している財政状況であった。『財政調査庶民院特別委員会報告書』はこの時期の租税収入とりわけ永久税収入が伸び悩んでいることを分明にしたのである¹⁴⁶⁾。ここに至って、ピットは歳入増加の策として有産階級に対する既存の直接税の増税、あるいは新設を不可避なものとするに到ったのである¹⁴⁷⁾。

新税創設とその原則 1797年以降のピットの租税改革とりわけ所得税新設はそれまでの高額

146) BPP, Select Committee on Finance, House of Commons, *First Report*, 1797, pp. 1–28. 当然ながら関税・内国消費税などの ^{パーマネント・タクシズ} 永久税 収入に加えて地租・麦芽税などの税収があるが『報告書』の別の頁 (Appendix D) に掲載され、租税収入全体として把握する形式を採っていない。さらに財政数値、期首・期末は、BPP, 1868–9 (366) xxxv, *Public Income and Expenditure* で整理された財政数値、期首・期末とも異なっている。なおこの Select Committee on Finance, *First Report*, 1797は書名、版型（おそらく出版元）も異なる、*The State of the Nation, with respect to its public funded debt, revenue, and disbursement; comprised in the Reports of the Select Committee on Finance, appointed by the House of Commons, to examine and state the total amount of the Public Debts, and of the interest and charges attending the same, as they stood the 5th of Jan. 1797*, London: H. D. Symonds, 1798と同じ資料である。

147) Edwin R. A. Seligman, *Income Tax. A study of the history, theory, and practice of income tax at home and abroad*, New York: Macmillan, 1914, second edition (first edition, 1911), p. 62; Kennedy, *English Taxation 1640–1799*, pp. 167–8; O'Brien, *Public finance in the wars with France 1789–1815*, pp. 180–1; O'Brien, *The political economy of British taxation*, pp. 20–2 [玉木訳「イギリス税制のポリティカル・エコノミー」194–5頁]。佐藤『近代税制の成立過程』96頁、斎藤「産業革命期のイギリス国家財政（下）」78頁、参照。

所得者・資産家が消費する奢侈品に対する課税の強化を基本的方針としていたことから、財産それ自体に対する課税、財産所有者・高額所得者への課税強化へと課税政策を転換し¹⁴⁸⁾、租税負担能力の基準、課税対象を17世紀の課税原則とも言える個人の「支出」から個人の「財産」や「所得」に転換することを意味したのである。ピット自身は1797年以前に1795年に早くも対仏戦争が「財産を守るための戦争」との理由から、財産所有者が戦争に掛かる経費を租税で負担する政策は正当であり平等な課税政策であるとしていたのである¹⁴⁹⁾。しかし、それは同時に租税機構の大幅な改革なしには実施不可能な租税であった。この課税政策の一大転換によって新税創設に伴う幾つかの解決すべき課題・作業が生まれることになった。すなわち第一の枢要な課題は、租税を担う「国の基金」national fund——「国民所得」と言っても良いだろう——を課税対象の転換に伴って新規に算出する作業である¹⁵⁰⁾。既に見てきたように、17世紀以来、ベティ、ダヴナントを始めとする数多くの「政治算術」家が種々のデータを用い、租税を担う「国民所得」を推計し、租税収入を推測しようとしたが、ピットもまた所得税新設を試みる限り「国民所得」推計の作業から逃れることはできなかった。さらに、新税を課し所期の税収入を挙げるには国の状況に対する精確な知識と国民の信頼確保が不可欠であり、第二の課題は政府が政策に対する国民・納税者の政治的・経済的信頼・信任をいかに確保するかである¹⁵¹⁾。

ピットは1797年に境に租税政策・財政政策を大きく転換したが、その背景には国債の増加とその利払いの増加によって国家信用を維持するためにも、緊急性のある戦費調達にあっても「一年の経費をその年度内の財源で賄う」raising supplies within a year 政策を確立する必要性が生じたのである。加えて租税増徴あるいは租税新設に際しても、有産階級に重課な直接税の増税あるいは新設の方向に関心が向けられたのであった。それが、1797年12月14日に議会上程された援助金と分担金（トリプル・アセスメント）法案 Aid and Contribution (Triple Assessment) Bill¹⁵²⁾ である。もっともピットによって構想され、議会上程された成立した援助金と分担金法（1798年）および所得税法（1799年）とは「所得」「財産」への課税強化をはかる税として既存の租税体系に組み込まれたが、歳入額で大きな比重を占めていた内国消費税の重要性がこの租税改革によって大きく低下したわけではない¹⁵³⁾。

148) Kennedy, *English Taxation 1640–1799*, pp. 151–2.

149) O'Brien, *Public finance in the wars with France 1789–1815*, p. 183.

150) Sinclair, *The History of the Public Revenue of the British Empire*, vol. 2, p. 210.

151) Sinclair, *The History of the Public Revenue of the British Empire*, vol. 2, pp. 216–8.

152) *The Speeches of the Right Hon. William Pitt in the House of Commons*, London: Longman, 1817, third edition, vol. 2, pp. 367–84 (Dec. 14, 1797). 翌年に法律になる。38 Geo. III, c. 16.

153) 研究者は内国消費税とりわけその徴税効率を高く評価している。cf. O'Brien, *The political economy of British taxation* [玉木訳「イギリス税制のポリティカル・エコノミー」]；Torrance, *Social class and bureaucratic innovation*, p. 57. ちなみに歳入組織のエキスパートであったダヴ

1799年所得税新設に至るイギリスの大規模な租税改革の過程で匿名パンフレットを含めて夥しい量のパンフレットが出版され、それぞれの観点から租税改革・財政改革に孕まれる問題点を摘出・指摘しているが、この議論百出の時代をダウエル Stephen Dowell¹⁵⁴⁾ の先駆的なイギリス租税史研究に加えて、パンフレットを含む同時代の膨大な量の文献に通曉し・それらを利用したセリグマン Edwin R. A. Seligman¹⁵⁵⁾ や、セリグマンの研究に一部批判的なケネディ William Kennedy¹⁵⁶⁾、1842年以降のイギリスの所得税の源流が、1799年のピットの所得税ではなく1803年のアディントンの源泉査定・徴税に基づく所得税にあることを強調したファンスワース A. Farnsworth¹⁵⁷⁾ の租税史研究および最近の欧米諸国における財政史研究の成果を踏まえて明らかにしておこう。

援助金と分担金法 1797年末に上程された援助金と分担金法案は、戦費調達のため年度内に或る程度の臨時的歳入を確保するために、既存の税である査定税を基に所得・財産に課税することを目的としていた¹⁵⁸⁾。基礎となる査定税は、本来的にはあらゆる種類の動産・不動産収入に税を賦課すること目的で導入された税であったが、実際には奢侈的消費品に課税され、その税収は少なかった。ピットはこの「支出」に賦課される査定税を「所得」・「財産」に課税される財産税の性格を持った税に転換しようとしたのであった。彼は次のように言う。「各人の財産を突き止め・〔額を〕確定することができるならば、緊急時に各人がその^{ウエルス}富に応じて拠出することが望ましい。しかし、個人の財産を確定する手段は……ない。したがって、彼〔ピット〕は財産に税を賦課する代わりに、……すべての支出に賦課する租税¹⁵⁹⁾」を提案したのであった。具体的には、査定税「の納税者を富裕の順序にしたがって三階級にわけ、その前年度(1797年)の査定額をそれぞれの倍率(なかには三倍のものもある)で倍加し、あたうかぎり実際の所得との比例をもたせようとするものであった¹⁶⁰⁾」。ピットは援助金と分担金

ナントは租税負担が公平かつ徴税能力に優れた内国消費税を戦費財源として推奨した。[Davenant], *An Essay upon Ways and Means of Supplying the War*, p. 120. 内国消費税については、cf. Bertram Ralph Leftwich, *A History of the Excise, with hints on investigating pension claims*, London: Simpkin, Marshall, Hamilton, c. 1908; Ashworth, *Customs and Excise*.

154) Stephen Dowell, *A History of Taxation and Taxes in England from the earliest times to the year 1885*, London: Longmans, Green, 1888, second, revised and altered edition, 4 vols.

155) Seligman, *Income Tax*.

156) Kennedy, *English Taxation 1640–1799*, esp. ch. vii: 1776–1799.

157) A. Farnsworth, *Addington, author of modern income tax*, London: Stevens and Sons, 1951.

158) *The Speeches of the Right Hon. William Pitt*, vol. 2, p. 371 (Dec. 14, 1797); Dowell, *A History of Taxation and Taxes*, vol. 2, pp. 220–4; Seligman, *Income Tax*, pp. 65–7.

159) *The Speeches of the Right Hon. William Pitt*, vol. 2, p. 381 (Dec. 14, 1797). cf. Dowell, *A History of Taxation and Taxes*, vol. 2, pp. 220–3; Hope-Jones, *Income Tax in the Napoleonic Wars*, pp. 13–4.

160) 佐藤『近代税制の成立過程』98–9頁、斎藤「産業革命期のイギリス国家財政(下)」57頁、参照。

法で概算700万ポンドの税収¹⁶¹⁾を期待するとともに、彼はこの時点では「ホール・インカム・オブ・カントリー 国 の総所得」を「僅か7000万ポンド」と数字自体極めて曖昧であるとの認識を持ちつつ推計し、税収を700万ポンド、すなわち「パーソンズ・インカム 個人所得」の10分の1と概算した。なお、注目すべき点は「コントリビューション 自発的献金」からの収入は予想額を超えたことである。

ローダデール伯 ピットはこの援助金と分担金法案の審議の際に、具体的に三つの財産、すなわち土地財産からの所得、商工業からの所得、公債からの所得に課税する構想を明らかにしていた。が、彼は労働の報酬に対しては所得総額としては大きい税を免除する考えを同時に表明した¹⁶²⁾。実際ピットは年間所得60ポンド未満の者に対しては税を免除していた。ローダデール伯 Earl of Lauderdale は1798年のパンフレットで、援助金と分担金法に対して強く反論し、この年の会期に提案されたピットの予算案が人々に重い負担を強いるものの、援助金と分担金法案が僅かの額の税収しか期待できない性格の租税であると看破し、法案に内蔵される問題点を指摘した¹⁶³⁾。ローダデール伯は、税の課税対象が消費（イクスペンディチュア 支出）であるにもかかわらず、税の目的が有産階級の資産に税を懸けることにあると見ていた。この意味では、有産階級の資産を守るために戦争遂行に有産階級がより多く貢献するのは当然である。しかし、消費（支出）は納税者の「資産」あるいは資産から産まれる「所得」を計る基準・尺度とはなりえない、とこのようにローダデール伯は租税改革に孕まれた基本的欠陥を具体的に指摘したのである¹⁶⁴⁾。なお、ローダデール伯は、前年の1797年にピットの財政運営を批判したパンフレットを出版し、そこで前年以降莫大な国債が発行され、国家信用に大

- 161) *The Speeches of the Right Hon. William Pitt*, vol. 2, p. 380 (Dec. 14, 1797); O'Brien, *The political economy of British taxation*, p. 20 [玉木訳「イギリス税制のポリティカル・エコノミー」193頁、訳文は変更]。援助金と分担金法の税収については、ダウエルが、450万ポンドの概算税収が200万ポンドの実収入に終わったとし、セリグマン、ホップ・ジョーンズもこの数字を採用し、わが国でも佐藤、齋藤がこの数字を採っている。cf. Dowell, *A History of Taxation and Taxes*, vol. 2, p. 223; Seligman, *Income Tax*, p. 71; Hope-Jones, *Income Tax in the Napoleonic Wars*, p. 14. 佐藤『近代税制の成立過程』99頁、齋藤「産業革命期のイギリス国家財政（下）」57-8頁。『歳入・歳出統計報告書』（1868-9年）に拠れば、実収入は1797年12月末決算で213万2527ポンドである。cf. BPP, 1868-9 (366) xxxv, *Public Income and Expenditure*, p. 218. 一方、『内国歳入庁1870年報』では、実収入185万5996ポンドが所得税 Property and Income Tax の項目に計上されている。BPP, 1870 (C. 82)xx, [Thirteenth] *Report of the Commissioners of Inland Revenue on the Duties under their Management for the year 1856-1869*, p. 120; BPP, 1870 (C. 82-1) xx, [Thirteenth] *Report of the Commissioners of Inland Revenue on the Duties under their Management for the year 1856-1869*, p. 184. ただし、この数字は1851年『所得税調査庶民院委員会』で示された数値と同じである。cf. BPP, 1851 (563) x, Select Committee on Income and Property Tax, *Minutes of Evidence*, Q. 14 (Charles Pressly).
- 162) *The Speeches of the Right Hon. William Pitt*, vol. 2, p. 381 (Dec. 14, 1797).
- 163) Earl of Lauderdale, *A Letter on the present Measures of finance: in which the Bill now depending in Parliament is particularly considered*, London: J. Debrett, 1798, p. 5.
- 164) Earl of Lauderdale, *A Letter on the present Measures of finance*, pp. 24, 25-6. cf. Seligman, *Income Tax*, pp. 70-1.

きな不安を抱える事態となっていることを指摘し、この事態を打開するためには新たな歳入源を確保する必要がある。その一方で借換え制度は戦争によって齎される悲惨さを感じさせないばかりか、人々を生産的労働から非生産的労働へと転換し、国民の富の生産に投じられる資本が引き上げられ戦争に投入される、とピットの財政政策を批判した¹⁶⁵⁾。

ボウルズ この法案と関連して、緊急を要する戦費調達のためとして、富裕層に彼らの「財産価値」にある程度比例した租税負担を求め、富裕層に税の賦課を主張した次のような人々がいた。匿名氏（実はボウルズ John Bowles）は国の資源が公的行政の緊急時に用いられるべきであるとの基本的姿勢で、国家に更なる借入金負担を求めることや、^{ビープル}平民にこれ以上の租税負担を要求するのではなく、財産所有者が援助金と分担金法に沿って個々人の利害を守るために戦争と言う緊急時に対応する必要性を説いた¹⁶⁶⁾。彼はこの法律が緊急時における発奮の精神に合致しており¹⁶⁷⁾、かつ財産価値に或る程度比例した税を提案していることを指摘し、戦時に際してもはや借入金に依存する状況ではなく、借換え制度が導入される以前の財政運営の原則である「年度の経費をその年度内の財源で賄う」raising within the year the Supplies wanted for the current service 政策に復帰すべきであると主張したのである¹⁶⁸⁾。

匿名氏のパンフレット 匿名氏は、一般的な見解に拠れば、国防に関わる経費を可能な限り租税に依拠されるべきであり、借りに依ることを極力回避されなければならない、それがこの国の英知であり¹⁶⁹⁾、援助金と分担金法が課税対象としている個人の「^{イクスペンディテュア}支出」が租税負担能力を測る「最良の基準」best criterion であると認めた。その上で、匿名氏は、唯一の例外的租税、すなわち「**実際の所得**」real income に従って租税を課し、財産に直接課税する方法（ただし、所得の開示を伴わない）を除けば、借換え制度による莫大な額の借入金によって国家破滅に至るよりも租税を課する方が望ましい¹⁷⁰⁾、としたのである。周知のように、ピットは1798年援助金と分担金法では必要とされる充分な税収を得ることができなかった。そのためにピットは後に詳述するように、従来多くの税が課税対象としていた「^{イクスペンディテュア}支出」に代わって、直接「^{インカム}所得」に課税する構想（所得税新設）を議会で1798年12

165) Earl of Lauderdale, *Thoughts on Finance, suggested by the Measures of the present session*, London: G. C. and J. Robinson, 1797, third edition.

166) [John Bowles], *Two Letters addressed to a British Merchant*, London: T. N. Longman, 1796, third edition, pp. 59–60.

167) [Bowles], *Two Letters addressed to a British Merchant*, p. 76.

168) [Bowles], *Two Letters addressed to a British Merchant*, pp. 79–80. ボウルズは、このパンフレット以外に実名で次のようなパンフレットを著した。John Bowles, *A View of the Moral State of Society*, London: F. & C. Rivington, 1804; John Bowles, *A Dispassionate Inquiry into the Best Means of National Safety*, London: Hatchard, 1806.

169) Anon., *An Appeal to the Head and Heart of Every Man and Woman in Great Britain, respecting the threatened French invasion, and the importance of immediately coming forward with voluntary contributions*, London: J. Wright, 1798, p. 27.

170) Anon., *An Appeal to the Head and Heart of Every Man and Woman in Great Britain*, pp. 29, 31.

月に明らかにすることになるが、その直前の11月に当時話題となっていた「所得」^{インカム}に直接に課税する——「財産」^{プロパティ}や「資本」^{キャピタル}にではなく——租税改革案の抱える問題点を別の匿名パンフレットは次のように鋭く指摘していた。

匿名氏のパンフレット 戦争開始以来イギリスで課税・増税された内国消費税や関税などの永久税収入は査定税増税により期待されている——実際には査定税増税は概算税収額を大きく下回るのであるが、匿名氏がこの事実を知っていたか否かは不明——収入額にやっと達する程度である。多くの人々の意見では「所得」^{インカム}ではなく「財産」^{プロパティ}に賦課されるべきであると。匿名氏は次のように議論を進めた。一時的に課税される租税が財産ではなく所得に課されるべきであり、彼・彼女の租税負担能力の最善の基準は人々の所得である。加えて所得の確定 ascertain の作業と比較して、財産価値を確定することは一層困難である。営業に携わる者にとっては資本^{ヴァリュウ・オブ・キャピタル}の価値を正確に確定するよりも利益^{プロフィット}を計算するほうが遥かに容易である。匿名氏はこのように財産と所得とに租税賦課を行う場合に生じる問題点を摘出し、結論として年間所得200ポンド以上の個人に所を課する提案を行ったのである¹⁷¹⁾。匿名氏は「財産」^{プロパティ}や「資本」^{キャピタル}にではなく各人の「所得」^{インカム}に課税するほうが「支払い能力」ability to pay に適っているが、「所得」の確定・決定に困難が付き纏う。しかし各人の「所得の確定」ascertain the income には審問的調査が不可避であり、これを理由に所得税導入に反対する声がある。仮に所得調査を厳格に実施すれば抑圧のかつ苦痛なものとなり、逆にこれを緩やかなものにすれば脱税が生じることになる¹⁷²⁾。この種の所得開示^{ディスクロージャー・オブ・インカム}は商業社会には不可避であるが、開示された所得は所得税賦課の際に明確な基準とは必ずしもならないであろう¹⁷³⁾。このように匿名氏は所得税を提案した。ただし後の研究者によって指摘されているように、財産に課税される税との関連で所得税^{インカム・タックス}に言及及ぶ際に、課税対象である「所得」^{インカム}の意味について明確な定義が存在せず、最大公約数的理解で、所得税は貧民がこの税を免除されると言う意味であった¹⁷⁴⁾。

ロンドン主教 一方、ロンドン主教 Lord Bishop of Landaff は戦争が始まった状況が何であれ、戦争の継続が必要である¹⁷⁵⁾ との大前提に立って次のように議論を進めた。どのような種類の財産であれ財産を所有している人々はその所有額に応じて財政的に貢献するのが最も公平であり、租税賦課の普遍的基準である¹⁷⁶⁾。最も困難な作業は個人の財産の確定という作

171) Anon., *Thoughts on Taxation: in the course of which the policy of a tax on income tax is impartially investigated*, London: J. Debrett, 1798, pp. 63–4.

172) Anon., *Thoughts on Taxation*, p. 65.

173) Anon., *Thoughts on Taxation*, p. 66.

174) Kennedy, *English Taxation 1640–1799*, pp. 174, n. 5.

175) Richard Watson, Lord Bishop of Landaff, *An Address to the People of Great Britain*, London: R. Faulder, 1798, p. 11.

176) Lord Bishop of Landaff, *An Address to the People of Great Britain*, pp. 4–5.

業である。ロンドン主教はピットが査定税の増税によって財産所有者に対する増税を図ったが、この法律には修正の余地が数多くあることを認めていた¹⁷⁷⁾。ここまでピットが1797年末に議会で提案し、翌1798年に可決された援助金と分担金法の抱える問題点を同時代人の目¹⁷⁸⁾を通じて見てきたが、ピットは援助金と分担金法が想定した歳入を得ることに失敗したことを受けて、1798年末に所得^{インカム・タックス}税を議会で提案するが、この所得税の成立を巡る財政的状况について明らかにしておこう。まずピットは援助金と分担金法が歳入調達に失敗をしたことを認めて、新税を課するに際して概算などについて「明確な基準」 some visible criterion を作る責務があることを認めた¹⁷⁹⁾。

所得税法案と「国民所得」概念の再鑄造 ピットが1798年12月3日に庶民院に上程した所得税法案¹⁸⁰⁾は、前年の援助金と分担金法の失敗を受けて、租税の公平性の確立、歳入調達力の確保と「戦争遂行に必要な大半の経費をその年度内の財源で賄う」ことを第一の目的としていた。彼はこの年の歳出総額を2927万2000ポンドと計算し、これをいかに調達するかを議^{イクスペンディチュア}会に提案したのである。しかし、ピットがまず解決せねばならないことは従来「支^{インカム}出」を主たる課税対象として来た租税体系の中に、「所得」を課税対象とした租税を新設する作業に伴う問題点、すなわち国民が獲得し・手中にしている「所得」概念の再鑄造、換言すれば「所得」^{インカム}の定性（本質）を改めて規定し——当然ながら、これまで「政治算術」家が国民の消費支出を中心に組み組み立てられた「国民所得」^{ナショナル・インカム}概念の転換・再構成の作業——、シンクレアが『イギリス帝国の歳入の歴史』で指摘した国民の基金の再計算の作業、すなわち「国民の所得」（＝国民所得）の総額を概算・推計する作業であった。所得税創設には各財産から生じる所得の定性（本質）的規定と並んで、それを数量的に把握する制度的基盤が不可欠であり、加えて予算制度のもとで従来の租税とは性格を異にする新税を導入し所期の租税収入を期日までに国庫に納入するには、過去の財政統計が存在しないかあるいは乏しいにもかかわらず、課税所得（＝国民所得）——所得税の課税対象である年間所得60ポンド以上の課税所得——の可能な限りの精確な概算が制度的に求められたのである。この意味では彼が所得税法案提出の際に明らかにした課税所得 taxable income（国民所得）と所得税 income

177) Lord Bishop of Landaff, *An Address to the People of Great Britain*, p. 7.

178) セリグマンやケネディは所得税に関する匿名パンフレットを含めた数多くの同時代の文献を精査したが、所得税を強く否定した文献については余り言及していない。

179) *Parliamentary History*, xxxiv, p. 4, cited in Shehab, *Progressive Taxation*, p. 44.

180) *The Speeches of the Right Hon. William Pitt*, vol. 2, pp. 425–58 (December 3, 1798); *The Speeches of the Right Hon. William Pitt*, vol. 3, pp. 1–15 (December 14, 1798); Charles, Lord Colchester, ed., *The Diary and Correspondence of Charles Abbot, Lord Colchester. Speaker of the House of Commons 1802–1817*, London: John Murray, 1861, vol. 1, p. 164 (entry for December 3, 1798); Lord Colchester, ed., *The Diary and Correspondence of Charles Abbot, Lord Colchester*, vol. 1, pp. 165–6 (entry for December 14, 1798); Sinclair, *The History of the Public Revenue of the British Empire*, vol. 2, pp. 232–48.

tax 収入の推計は「政治算術」家が「国の総所得」「国民所得」の単なる推定に終わっていたのとは決定的に異なり、必要不可欠な作業であった。いずれにせよピットが構想し・提案した所得税の成否は、課税財産であるイギリス国民の「所得」^{インカム}の推計の精度に全く依存しており、それ故彼は課税ベースとなるイギリス国民の総所得の算出を、「政治算術」的推論——あるいは、現在の用語で言えば社会科学的分析手法を駆使することで——を応用し、精緻な計算によって推定せざるを得なかったのである¹⁸¹⁾。まさしく1798年12月3日に上程されたピットの所得税法案のハイライトは、(1) 消費支出を中心に構成された従来の「国民所得」概念を転換し、国民の手の中に在る「国民所得」概念を再鑄造する作業と、(2) 課税ベースである国民の総所得(=国民所得)の概算・推定の作業とにあると言える。もちろん所得税法案が可決され・実施されるならば、所得税納税者に義務付けた総所得申告が制度に全国的レベルで定着し、各財産から生じる所得把握の作業と税収予測の作業は次会計年度以降、精度向上を期待できるであろうが、所得税法案が提出された時点では精度の高い国民所得の推定は存在しなかった。

所得税法案の内容 ピットは庶民院における所得税法案に関する説明で家屋・土地などの年間地代 *annual rental*、利潤 *profits* などの国の年間総所得 *annual income* が1億2500万ポンドで、そこから幾らかの額を控除した課税所得 *taxable income* である国の年間総所得(国民所得)が1億200万ポンドと課税所得の過大な評価を避けて、幾分控えめな推計を行ったのである。その結果、彼は所得税の税率を10%と設定し、年間1000万ポンドの税収を予想した¹⁸²⁾ [表 VI]。一方、ヴァンシタートはピットとは異なるデータと方法でピットの課税所得に近似した数値を得ていたのである¹⁸³⁾。所得税法案を具体的に見ておこう。法案はイギリス在住の者^{パーソン} および、非法人・法人^{ソット・コーポレイト コーポレイト}を問わない団体の年間所得¹⁸⁴⁾、すなわち土地家屋からの所得、商工業・専門職・雇用からの所得、国内・国外の動産からの所得、それ以外の年

181) Hoppit, *Political arithmetic in eighteenth-century England*, p. 532; Cookson, *Political Arithmetic and war in Britain*, p. 40. ヒッグスは、この時期のイギリス国家が税収予測に際して経験則に従って行動し、租税情報の収集・管理・利用を国家として組織的に対応したのではないと看している。Higgs, *The Information State in England*, p. 58.

182) *The Speeches of the Right Hon. William Pitt*, vol. 2, pp. 447–8 (December 3, 1798). 所得税収入については、cf. Dowell, *A History of Taxation and Taxes*, vol. 2, pp. 224–6; Dowell, *A History of Taxation and Taxes*, vol. 3, pp. 92–8. 佐藤『近代税制の成立過程』109頁、参照。この所得税の抱える問題点については、cf. *Speeches of the Right Hon. William Pitt*, vol. 3, pp. 1–15 (December 14, 1798).

183) Lord Colchester, ed., *The Diary and Correspondence of Charles Abbot, Lord Colchester*, vol. 1, p. 166 (entry for December 14, 1798).

184) 所得の種類によって、課税対象となる過去の年間所得の計算方法が異なる。*An Act to repeal the Duties imposed by an Act, made in the last Session of Parliament, for granting an Aid and Contribution for the Prosecution of the War; and to make a more effectual Provision for the like Purpose, by granting certain Duties upon Income, in lieu of the said Duties [9th January 1799]. 39 George III. c. 13, Schedule (A).*

表 VI ピットの国民所得計算 (単位: 百万ポンド)

財 産	年 間 所 得	控 除	課税所得(国民所得)
(1) 土地地代 ¹⁾	25	5	20
(2) 借地農利潤 ²⁾	19	13	6
(3) 十分の一税	5	1	4
(4) 鉱山・運河・漁業など	3		3
(5) 家屋賃料	6	1	5
(6) 専門職業所得	2		2
(7) スコットランドの所得 ³⁾	5		5
(8) 海外財産所得	5		5
(9) 公債利子	15	3	12
(10) 外国貿易利潤	12		12
(11) 内国商業・手工業・工業利潤	28		28
合 計	125	23	102

資料: *The Speeches of the Right Hon. William Pitt*, vol. 2, p. 448 (December 3, 1798); Rose, *A Brief Examination into the Increase of the Revenue, Commerce, and Manufactures, of Great Britain*, Appendix no.7; Beeke, *Observations on the Produce of the Income Tax, and on its Proportion to the Whole Income of Great Britain*, p. 5; Studenski, *The Income of Nations*, p. 44. 佐藤進『近代税制の成立過程』111頁, 第8表, 参照。

1) 400万エーカーの耕地を1エーカー4シリング6ペンスとして計算。

2) 地代の3/4として計算。

3) イングランドの8分の1として計算。

間所得¹⁸⁵⁾の総額が60ポンド以上の者・団体に対して課税するとされた。したがって, 所得総額が年間60ポンド未満の者・団体については所得税を免除され, さらに公益法人^{チャリティーズ}の所得あるいは公益法人から支給された公益目的の配当(所得)については, たとえ年間総額が60ポンドを超過したとしても所得税の課税の対象から除外された。こうして, 中世以来営々として巨額の富を蓄えてきたオックスフォード・ケンブリッジ両大学やリヴァリ・カンパニーなどの巨大公益団体は所得税を免除され, 加えて, 救貧目的で設立された数多くの中小公益団体も非課税となった¹⁸⁶⁾。なお税率については, 年間60ポンド以上200ポンド未満の所得については120分の1から11分の1の幅で軽課税率が適用され, 200ポンド以上の所得に対しては10分の1の税率が適用され¹⁸⁷⁾, さらに所得源の種類によって設定された特別控除と所得額によって設定された子女控除 *children abatements* が規定された¹⁸⁸⁾。また課税対象である所得

185) 39 George III. c. 13, s. 2.

186) 39 George III. c. 13, ss. 87-8. 19世紀に入り公益団体の所得税免除がたびたび問題視され, グラッドストーン蔵相は1863/64年予算案で所得税賦課を試みたが, その試みは失敗した。拙稿「公益団体と所得税——1863/64年グラッドストーン予算」『経済科学研究』2巻2号, 1999年3月, 参照。

187) 39 George III. c. 13, s. 2. 佐藤『近代税制の成立過程』109頁, 参照。

188) 39 George III. c. 13, s. 3. 佐藤『近代税制の成立過程』109頁, 参照。子女控除は1806年に廃止された後, 1909/10年予算案(=人民予算案^{ビープルズ・バジェット})で突如復活した。拙稿「1909/10年予算案と第一次世界大戦(上)」, 参照。

の確定・把握は、納税者が総所得の審問的申告の義務を負うことで実現された¹⁸⁹⁾。後に見るように、ピットの所得税構想を契機としてイギリスの経済力・財政力はこの未曾有の規模の対仏戦争に際して継戦可能か否かを計測した「政治算術」的著作が相次いで出版されたが、それと同時にこの政治算術的推計が、その後の対仏戦争の経過の中で、イギリスの自信の重要な源泉となったことも確かであった¹⁹⁰⁾。いずれにせよ最重要課題は対仏戦争を継続するに当たってイギリスがどの程度の財政力・経済力を保有しているかの、その能力をいかに数値化し、可視的に把握するかに掛かっていた¹⁹¹⁾。ピットの所得税の課税対象である「所得」概念は資本主義的経済発展によって自然発生的に統計データ上に出現する性格のデータではなく、一定の概念装置と統計を収集する組織・制度と、「政治算術」的推論によって初めて獲得可能なものであった。

新たに実施される所得税の成否にかかわる査定・徴税組織について言えば、既に土地に関する豊富な情報を有している地租の査定評価組織・徴税組織を所得税の査定・徴税に利用することで、「所得」と言う新たな課税対象を精確に把握しようとしたのである¹⁹²⁾。この所得税法案は翌1799年に可決成立するがこの所得税創設によって、「支払い能力」capacity to pay に応じて租税を支払う課税原則が定着するとともに、歳入調達力も急増し、戦費に占める新税＝所得税収入の比率も高まった¹⁹³⁾。

1799年所得税法の条文と法律の抱える問題点については、1799年に出版された『所得税に関する意見書¹⁹⁴⁾』が有益である。この文書に拠れば、以前の法律には様々な租税回避の事例が存し歳入調達力の点で劣ること、改革点は「課税の公平性」の確立である¹⁹⁵⁾。より具体的には所得税導入の理由は1750年代以降しばしば論議されてきた「戦争遂行に必要な大半の経費をその年度内の財源で賄う」政策、換言すれば戦争遂行に関わる経費捻出に際して国

189) 39 George III. c. 13, ss. 37-8. 佐藤『近代税制の成立過程』109頁、参照。

190) Cookson, *Political arithmetic and war in Britain*, p. 42.

191) Cookson, *Political arithmetic and war in Britain*, p. 42.

192) この所得税査定・徴税機構については、BPP, 1851 (563) x, 1852 (354) (510) ix, Select Committee on the Income and Property Tax, *Reports*; BPP, 1861 (503) (503-I) vii, Select Committee on the Income and Property Tax, *Reports*; BPP, 1870 (C. 82) (C. 82-I) xx, [Thirteenth] *Report of the Commissioners of Inland Revenue on the Duties under their Management for the year 1856-1869*; BPP, 1920 (Cmd.615) xviii, Royal Commission on the Income Tax, *Report & Minutes of Evidence with Appendices*; Arthur Hope-Jones, *Income Tax in the Napoleonic Wars*, London: Cambridge UP., 1939; Ward, *The English Land Tax in the Eighteenth Century*, pp. 176-7; B. E. V. Sabine, *A History of Income Tax*, London: George Allen and Unwin, 1966, pp. 26-32; Dauntton, *Trusting Leviathan*. 佐藤『近代税制の成立過程』116頁、表10、参照。

193) O'Brien, *Public finance in the wars with France 1789-1815*, pp. 182-3.

194) *Observations, &c upon the Act for Taxing Income; in which the principles and Provisions of the Act are fully considered, with a view to Facilitate its Execution, both with respect to persons Chargeable, and the officers chosen to carry it into effect*, London: Bunny & Gold, 1799.

195) *Observations, &c upon the Act for Taxing Income*, p. 1.

債に依拠せずに租税収入で賄う財政を構築すること、これが所得税法案の第一にして最大の目的である¹⁹⁶⁾。

所得税を巡る意見 所得税法案が議会に提出され、法案が可決される過程でピットの所得税を巡って賛成・反対の意見が溢れたのである¹⁹⁷⁾。例えばリヴァプール伯 Earl of Liverpool は所得税構想に基本的には賛成しつつ、「全ての資本キャピタルに課税することは絶対に実施不可能である」が、「全ての所得」に課す所得税は必要とされる歳入の調達にとって、最も公平かつ実施可能なものであり、何人もこれを否定できない、とした¹⁹⁸⁾。その上で、リヴァプール伯は(1)種々の所得に対して同じ税率・規則で課税することに対する批判、すなわち所得の種類に応じた差別的税率・課税の方法を採用し課税の水平的公平を保つべきであるとの意見(差別的所得税の提案)、(2)所得額が異なるにもかかわらず、同じ税率で所得税を課することへの批判、すなわち所得額に応じて異なった税率で課税し、課税の垂直的公平性を保つべきとの意見(累進的所得税の提言)をとともに退け、ピットの所得税に原則的に同意したのである¹⁹⁹⁾。なおケネディはリヴァプール伯と同様に、(1)課税の水平的公平を保つための差別的税率の是非²⁰⁰⁾、と(2)課税の垂直的公平を保つための累進的税率の是非²⁰¹⁾との2点を所得税が抱える問題点としている。

匿名氏のパンフレット 庶民院議員と称する匿名氏は緊喫の課題である巨額の戦費調達の必要性を是認しながらも、ピットの提案した所得税が産業トレイドに打撃、とりわけ製造業インダストリーに打撃を与える、と看做した。彼は税が本来的には基金ファンズではなく果実フルーツに課せられるべきものであるが、所得税が基金にかかる、と主張した²⁰²⁾。加えて匿名氏は政治経済学の始祖スチュアート James Stewart を引用しつつ、所得税が各個人に所得の審問的開示を要求しており、この点が大きな問題点となり、反対があることを強調したのである²⁰²⁾。匿名氏は所得税への反対を軽減する策として、200ポンド以下の所得に対しては軽課措置を採用する一方で、200ポンド以上の所得に対しては段階的に10%を超える累進的所得税率を採用することで脱税防止策を提案した²⁰³⁾。さらに匿名氏はピットの国民所得計算を修正し、イギリス全体でピットのそれ

196) *Observations, &c upon the Act for Taxing Income*, p. 2.

197) Seligman, *Income Tax*, pp. 82–3.

198) Earl of Liverpool, *Review of the Arguments advanced in the House of Commons, in support of the Bill for granting an Aid and Contribution for the Prosecution of the War, by imposing certain Duties upon Income*, London: J. Wright, 1799, in D. P. O'Brien, ed., *History of Taxation*, London: Pickering and Chatto, 1999, vol. 2, p. 245.

199) Earl of Liverpool, *Review of the Arguments advanced in the House of Commons*, pp. 246–50.

200) Kennedy, *English Taxation 1640–1799*, pp. 173–4.

201) Kennedy, *English Taxation 1640–1799*, p. 176.

202) Anon., *Tax upon Income, as stated in Mr. Pitt's Speech, on Monday, December 3, 1798, in Committee of the House of Commons impartially considered by a member of Parliament*, London: W. Clement, 1798, pp. 3–6, 20.

203) Anon., *Tax upon Income, as stated in Mr. Pitt's Speech*, p. 25.

よりも4分の3程多い、1億7212万5500ポンドとした²⁰⁴⁾。

フレンドとローズ フレンド William Frend はピットが所得税法案を議会に提出した後に出版したパンフレットで累進の所得税を主張したが、彼の根拠は「ミーンズ資力に応じて租税を負担する」、すなわち所得に応じて租税負担が増減する累進的所得税が課税における^{イコワリテイ}平等性を確保する道であり、これによって国政に参加する権利の平等性が確保される、と言うものであった²⁰⁶⁾。フレンドは累進的所得税が制度的に可能である、すなわち所得の確定に何らの困難はないと見ていた²⁰⁷⁾。こうして、彼はピットの所得税の平等性をより確かなものにするために、具体的に所得税率を計算し、自説を展開したのである²⁰⁸⁾。一方、歳入部局の一つである税務局の役人としてピットの所得税新設に直接関与したローズ George Rose は、1799年に著したパンフレットで1792年以降のイギリス国家財政を巡る深刻な状況、すなわち国債の増加とかつてない規模の戦争と戦費調達必要性に触れ、これによって当時の政治家・政治経済学者はイギリスの^{ウエルス}国富や^{リソース}資源が枯渇する恐れを抱いていることに一つの処方箋を出した。彼は、そこで、必要とされる戦費を租税——言うまでもなくピットの所得税——で賄うことを提案し、ピットの所得税構想を側面から援護射撃したのである²⁰⁹⁾。ローズは、イギリスが租税負担の増加ならびに国債の累積によって陥っている財政的苦境から開放されるために、戦争に掛かる経費の大半を年度内に調達するための租税改革を提案するが、その租税が「^{キャピタル}資本」に掛かる税であっては「^{イムプラクティカル}実施不能」とした大前提に基づき、所得税を提案したのである²¹⁰⁾。彼は、さらに、免税点以上の所得に対して課せられる所得税の税率が一定の比例税であることを肯定し、累進的税を否定した²¹¹⁾。

アックランド卿 アックランド卿 Lord Auckland, William Eden は所得税法案が貴族院に上程された機会を捉えて法案に基本的に賛成する姿勢から、首相ピットが戦争に掛かる経費を

204) Anon., *Tax upon Income, as stated in Mr. Pitt's Speech*, p. 23.

205) Anon., *Tax upon Income, as stated in Mr. Pitt's Speech*, p. 32.

206) William Frend, *Principles of Taxation*, London: A. Hamilton, 1799, pp. 2–3, 12.

207) Frend, *Principles of Taxation*, p. 35.

208) Frend, *Principles of Taxation*, Table I-III.

209) George Rose, *A Brief Examination into the Increase of the Revenue, Commerce, and Manufactures, of Great Britain, from 1792 to 1799*, London: Grainsberry and Campbell 1799, third edition. 彼は後にパンフレットに大幅に筆を入れた。George Rose, *A Brief Examination into the Increase of the Revenue, Commerce, and Navigation, of Great Britain, during the administration of the Rt. Hon. William Pitt; with allusions to some of the principal events which occurred in that period, and a sketch of Mr. Pitt's character*, London: J. Hatchard, 1806. ローズの伝記的事項については、Rev. Leveson Vernon Harcourt, ed., *The Diaries and Correspondence of the Right Hon. George Rose*, London: Richard Bentley, 1860, 2 vols.

210) Rose, *A Brief Examination into the Increase of the Revenue, Commerce, and Manufactures*, pp. 26–7.

211) Rose, *A Brief Examination into the Increase of the Revenue, Commerce, and Manufactures*, pp. 32–3.

公正かつ公平な租税によって賄われるべきであるとの希望であることを改めて確認した²¹²⁾。アックランド卿は新規国債によって公債が低落する事態がなければ、租税によって年度の経費の大半を賄う緊急性は存在しない、と所得税法案上程の理由を解釈した²¹³⁾。ただし所得税法案が上程された1798年前後の経済的状況は好調であり、租税新設の経済的環境は存在している²¹⁴⁾。アックランド卿はこの法律が注意深く計算されており、税の不公平、脱税、混乱などを回避するために正確に構成されており、国民の努力によって国家的緊急性から求められた歳入を確保する財政を完成させた、とした²¹⁵⁾。なおアックランド卿は累進的所得税に対しては批判的意見を述べる一方で、パーマネント・インカム 恒常的所得と テンポラリー・インカム 一時的所得と言う所得の種類によって所得税の負担格差が存在することを指摘している²¹⁶⁾ が、この論点はやがて19世紀に本格的に論議されることになる。一方、1797年のピットの租税改革に強く反対したローダデール伯は今後も、租税は消費に対して課税されるべきとして、ピットの提案に反対したのである²¹⁷⁾。

匿名氏のパンフレット これまで見てきた様々な意見と異なり、1799年に公にされた匿名氏（実はベル Benjamin Bell）のパンフレット『所得税に関する三論考』は所得税法（案）のハイライトとも言うべき課税所得＝国民所得を新たに計算し直し、ピットの所得税を批判していた。匿名氏は所得税に関するロンドン主教の優れたパンフレット出版の後、所得税が実施されるが年度の経費の大半を賄う目的を達成するような効果²¹⁸⁾ を挙げていないこと嘆き、イギリス財政を巡る状況を次のように診断した。ヨーロッパ諸国が借換え制度をイギリスも採用し、国債の累積が相次ぐ戦争の当然の帰結として進んだが、国民は国債の負担を直接感じることはない状態にある。国債の削減が急務であるが、消費財に掛けられた税は既に限界点に達し、年度の経費の大半賄う税（＝所得税）の導入が不可欠であった²¹⁹⁾。匿名氏はこのような認識・前提から、改めてピットの推測した「国民所得」（＝課税所得）を精査し、匿名氏自身の表を作成したのである〔表 VII〕。匿名氏は、ピットが国民所得を1億200万ポソ

-
- 212) Lord Auckland, William Eden, *The Substance of an Speech made by Lord Auckland, in the House of Peers, on Tuesday, the 8th day of January, 1799. On Third Reading of the Bill for granting certain Duties upon Income*, London: J. Wright, 1799, p. 2.
- 213) Lord Auckland, *The Substance of an Speech made by Lord Auckland*, p. 7.
- 214) Lord Auckland, *The Substance of an Speech made by Lord Auckland*, pp. 11–2.
- 215) Lord Auckland, *The Substance of an Speech made by Lord Auckland*, p. 19.
- 216) Lord Auckland, *The Substance of an Speech made by Lord Auckland*, pp. 25–7.
- 217) Earl of Lauderdale, *Plan for altering the Manner of collecting a large Part of the Public Revenue*, 1799, cited in Kennedy, *English Taxation 1640–1799*, p. 168, n. 2. cf. Seligman, *Income Tax*, p. 83.
- 218) 所得税導入によって歳入調達力は増加し、「戦争遂行に必要な大半の経費をその年度内の財源で賄う」政策は定着したが、国債はその後1816年に至るまで増加し続けた。cf. O'Brien, *Public finance in the wars with France 1789–1815*, p. 184.
- 219) [Benjamin Bell], *Three Essays on Taxation of Income, with remarks on the late Act of Parliament on that subject*, London: T. Cadell, 1799, pp. 12–4, 25–6.

表VII 匿名氏（ベル）の国民所得計算（1799・1802年）（単位：百万ポンド）

財 産	1799年	1802年
(1) 土地地代	40	40
(2) 借地農利潤	35	35
(3) 十分の一税	5.5	4
(4) 運河・鉱山・漁業	5	5
(5) 家屋賃料	6.5	4
(6) 専門職業所得	2.5	3
(7) 海外財産所得	5	5
(8) 公債利子	15.5	17
(9) 有価証券・手形取扱業・銀行業収入	6	10
(10) 小売商利潤	5	5
(11) 外国貿易利潤	12	12
(12) 内国商業・工業利潤	28	28
(13) 年間所得15から60ポンドの農民・手工業者	70	75
合 計	236	243

資料：[Bell], *Three Essays on Taxation of Income*, p. 74; Studenski, *The Income of Nations*, p. 49.
佐藤進『近代税制の成立過程』114頁，第9表。

ドと計算したのに対して、人口統計が不正確であるとの前提で国内の各産業が生み出す所得を計算し直し、イギリスの「驚くべき富の大きさ」2億3600万ポンドを得た²²⁰⁾。匿名氏はこの計算が「真実」から遠く隔たったものではないと自負していた²²¹⁾。なお、匿名氏は後の1802年に実名ベルで著作を出版し、国民所得の数値を2億4300万ポンドと上方修正したのであった²²²⁾。

ビーク ビーク Henry Beeke は1799年所得税が予想した税収入を確保することができない現状から彼の論説を進めた。「ごく最近〔1799年5月〕まで、所得税に対する一般的かつ殆ど全ての見解では、税収額が当初の概算を大きく上回るであろうと見ていた。この見解は〔税収額が予想を裏切る低い額となっていることから〕既に大きく変更されている。それは直ちに解決されねばならない問題である²²³⁾」。彼はイギリスが「もっと強力な、もっと永続的な資源に富み、人口の多い〔国であり〕……、その所得も私がこれまで明らかにした最も大きな数字を出した計算よりも多い²²⁴⁾」。彼は愛国心に富んだ心情を吐露しつつ、所得税の課税

220) [Bell], *Three Essays on Taxation of Income*, pp. 69–74.

221) [Bell], *Three Essays on Taxation of Income*, p. 76.

222) Benjamin Bell, *Essay on Agriculture. With a plan for the speedy and central improvement of land in Great Britain*, Edinburgh: Bell & Bradfute, 1802, p. 143.

223) Beeke, *Observations on the Produce of the Income Tax*, p. 2.

224) Beeke, *Observations on the Produce of the Income Tax*, pp. 2–3. 引用文中のゴチックは原文ではイタリック。

表VIII ビークの国民所得計算（単位：百万ポンド）

財 産	国民所得	所得税総額	免税・控除
(1) 土地地代	20	1.5	0.5
(2) 借地農利潤	15	0.22	1.28
(3) 十分の一税	2.5	0.225	0.025
(4) 鉱山, その他	4.5	0.3	0.15
(5) 家屋賃料	10	0.5	0.5
(6) スコットランド	8.5	0.45	0.4
(7) 海外財産所得	4	0.4	0
(8) 公債利子	15	1.2	0.3
(9) 外国貿易利潤	8	0.75	0.05
(10) 海運業利潤	2	0.18	0.02
(11) 内国商業・工業利潤	18	0.8	1
(12) 労働による所得	110	0.5	10.5
合 計	217.5	7.025	14.725

資料：Beeke, *Observations on the Produce of the Income Tax*, p. 136; Studenski, *The Income of Nations*, p. 46.

対象である所得の総額（＝国民所得）を自ら計算した²²⁵⁾。ビークは国民所得の算出に当たって、「リアル・インカム実際の所得」と「課税所得」とは全く別の計算によって得られる数値であるとの見解に立っていた²²⁶⁾。その結果、ビークは2億1750万ポンドと言う「課税所得」＝国民所得の数値〔表 VIII〕を獲得したのである²²⁷⁾。

このようにピットの国民所得計算とビーク、匿名氏（ベル）らの国民所得計算は、総額と個々の項目で数値が幾分異なっているが、ここでそれぞれの算定を比較し特徴を抽出しておこう。各項目について言えば、(1) ピットの国民所得計算が基本的に所得税課税のための推計であるために、所得税の免税点である年間60ポンド未満の所得についての計算は不必要であるが、他の二人はこれを推計しており、ビーク、匿名氏の国民所得の数値はピットよりも大きく、(2) 匿名氏は土地地代・借地農利潤を他の二人（推計自体はピットとビーク両者の間に大きな差異はない）よりも大きく見積もっており、匿名氏の国民所得計算が他の二人よりも大きいのは主としてこの点に因る。地域的には、(3) 匿名氏、ビークはスコットランドの国民所得が計算しているが、ピットのそれは完全な推計値であった。したがって、ピットを除く二人の国民所得の計算はピットのそれよりも当然大きい数字が出ている。ピット・匿名氏・ビークの三名によるこの国民所得計算の数値には後日談がある。ロイド・ジョージ David Lloyd George 蔵相は、第一次世界大戦における最初の戦時予算案提出（1914年11月

225) Cookson, *Political arithmetic and war in Britain*, p. 43.

226) Beeke, *Observations on the Produce of the Income Tax*, p. 6.

227) Beeke, *Observations on the Produce of the Income Tax*, p. 136.

17日)の際に、イギリスが過去に関わった戦争における戦費調達方法を回顧・展望し、対仏戦争期においては「国の所得」the income of the country, 「国民所得」national income が、概算1億200万ポンド以上であるが、2億5000万ポンドに達することはないと推計し、この対仏戦争期の戦費負担が「国の所得」「国民所得」の4分の1から3分の1に達したと推測したのである。蔵相は1914年の国民所得が概算23億ポンドに達し、対仏戦争期の「先人達の英雄的水準」heroic level of our ancestors で課税すれば5000万ポンドから7000万ポンドに及ぶ巨額の租税収入を得ることが可能であり、借入金なしで租税収入のみで予想される巨額の戦費を賄うことが可能であるとした²²⁸⁾。ロイド・ジョージ蔵相が言う国民所得——彼自身の用語では「国の所得」, 「国民所得」——の意味内容は、もちろん、現代の経済学の言う「国民所得」ではなく、種々の租税とりわけ所得税の課税対象から算出された国の総「所得」であり、対仏戦争期の「国の所得」, 「国民所得」が1億200万ポンドから2億5000万ポンドであることからして、1790年代末にピットあるいはピークそして匿名氏(ベル)が推計した国民所得の数値が蔵相の念頭にあったことは明らかである。ロイド・ジョージ蔵相も主として所得税の課税財産額に依拠した「国民所得」推計に立脚しイギリスの租税負担能力を計算し、戦費財源を国債ではなく租税に求め、ピット、グラッドストーン William Ewart Gladstone に倣って戦時における納税者国民の「自己犠牲」(＝財政的貢献)を要求したのである。まさしくピットが1798年12月に行った所得税法案に関する演説は国民所得の推計方法と並んで、イギリスの戦費調達方法を長く拘束することになったのである。

1803年所得税法 ピークに限らず多くのパンフレットが指摘しているように、1799年の所得税は納税者の総所得申告を基本原則にしており、所得把握の点で審問的性格が強くと、納税者の強い反発を受け²²⁹⁾、加えて歳入調達力も低く、概算税収額を得ることができなかった。ピットが構想した所得税は、1801年3月に蔵相に就任したアディントン²³⁰⁾が1802年4月の予算案演説でその停止を明らかにし、アディントン蔵相は翌1803年7月、ピットの所得税が所得総額の審問的把握に対する納税者の強い反発を受けて低い歳入調達力に留まったことを考慮して、所得税に対する納税者の反発を回避するために総所得把握を実施せずに所得の源泉で税を査定・徴収する源泉徴収制を基本とした所得税法案を議会上程し、法案は可決された²³¹⁾。

228) *Hansard's Parliamentary Debates*, 5th series, House of Commons, vol. 68 (November 17, 1914), col. 351 (D. Lloyd George).

229) Farnsworth, *Addington, author of modern income tax*, pp. 33–4.

230) アディントンについては、George Pellew, *The Life and Correspondence of the Right Hon. Henry Addington, first Viscount Sidmouth*, London: John Murray, 1847, 3 vols.

231) 43 George III, c. 122: *An Act for granting to His Majesty, until the sixth day of May next after the ratification of a definitive Treaty of Peace, a contribution on the profits arising from property, profession, trades, and offices [11th August 1803]*, Edinburgh: D. Hunter Blair and J. Bruce, 1803; Pellew, *The Life and Correspondence of the Right Hon. Henry Addington, first Viscount Sidmouth*, vol. 1, pp. 194–7. アディントン蔵相は既に1802年4月にはピットの所得税廃止

後年その歳入調達力を謳われることになる1803年所得税の基本的構想は、過去4年の戦争期間中、議会が採用した財政政策は、「年度の経費の大半を年度内の財源で賄う」ことによって、崩壊寸前のイギリス国家信用を建て直し、国民の信頼を確保し、国民の奮起を引き出すことであった²³²⁾。1799年所得税はあらゆる種類の財産から生み出されたれ所得総額の計算を課税財産の最終的な所有者に要求し、課税の平等性と公平性を保とうとしたが、所得総額の計算が複雑となり、所得税の徴税効率も低かった²³³⁾。これに対して、1803年所得税法(案)は所得の各源泉で所得税を課するものであった²³⁴⁾。1799年所得税法では総所得申告の過程で、個人の経済取引の情報が漏洩する危険性が存在し、これが徴税効率を引き下げているのであるが、1803年所得税法は所得税を源泉で課税することによって煩雑な所得計算と個人情報漏洩を回避することが可能であり、これによって歳入もより効果的に確保可能であるとされた²³⁵⁾。1803年以降、所得税収入は急増し、アディントンの所得税は歳入調達力のあることが証明された〔表 IX〕。この所得税によって確立された新しい租税原理は、シェハブに従って要約するならば、次の3点である。(1)「個人の支出」に代わり、「個人所得」が税の「支払い能力」を測る基準となり、(2)所得を直接査定する手法を採用し、低所得に配慮(差別的・累進的)し、(3)所得に直接課税する、3点である²³⁶⁾。

その後、1803年所得税法は1806年にペティ Henry Petty——ペティ Sir William Petty の子孫——によって改正され²³⁷⁾、所得税は歳入調達力を更に増し、対仏戦争に必要な戦費調達に大いに役立った。事実、19世紀イギリスの代表的蔵相グラッドストーンは1853/4年予算演説でクリミア戦争における戦費調達を念頭に置いてピットが対仏戦争期に構想し実現させた所得税の歳入調達力を賛美し、1803年の所得税を「財政の巨大なエンジン」colossal engine of finance と呼び、国債にではなく租税とりわけ所得税に依拠した戦費調達方法の優位性を主張したのである²³⁸⁾。

を決めていた。cf. Farnsworth, *Addington, author of modern income tax*, p. 41. 一方、ピットは1803年所得税法案の審議過程で、課税所得(=国民所得)の計算に拘っていた。cf. Lord Colchester, ed., *The Diary and Correspondence of Charles Abbot, Lord Colchester*, vol. 1, p. 432 (entry for July 15, 1803). コルチェスター卿はこの時、庶民院議長の重責に在った。

232) *An Exposition of the Act for a Contribution on Property, Professions, Trades, and Offices; in which the principles and provisions of the Act are fully considered, with a view to facilitate its execution, both with respect to persons chargeable, as persons liable, to the Tax by way of deduction, and the officers chosen to carry it into effect. Part the first*, London: I. Gold, 1803, p. 1.

233) *An Exposition of the Act for a Contribution on Property*, p. 3.

234) *An Exposition of the Act for a Contribution on Property*, p. 3.

235) *An Exposition of the Act for a Contribution on Property*, pp. 4–5.

236) Shehab, *Progressive Taxation*, p. 59.

237) 1803年所得税法ならびに1806年所得税法については、cf. Farnsworth, *Addington, author of modern income tax*. 土生芳人「19世紀イギリスの所得税」, 参照。

238) William Ewart Gladstone, *Financial Statements of 1853, 1860–1863*, London: John Murray, 1863, pp. 15–8.

表IX 所得税収入の動向（単位：ポンド）

会 計 年 度	税 収 額
1798	1,855,996
1799	6,046,624
1800	6,244,438
1801	5,628,903
1802	—
1803	5,341,907
1804	4,111,924
1805	6,429,599
1806	12,822,056
1807	11,905,858
1808	13,482,294
1809	13,631,922
1810	14,453,320
1811	14,462,776
1812	15,488,546
1813	15,795,691
1814	14,188,037
1815	15,642,338

資料：BPP, 1870 (C. 82-I) xx, *[Thirteenth] Report of the Commissioners of Inland Revenue on the Duties under their Management for the year 1856–1869*, p. 184.

このように1799年所得税法から1803年所得税法に至る期間は政治家のみならず巷間の人々が、イギリス経済・財政の実態を統計データによってかつてない程表現しようとした時期、政治算術の時代と言ってよい時期である。しかし租税・関税・国債関係の財政統計を除外すれば、人口のような基本的データを含め多くの統計データは推測の域にあった。加えてこの時期の統計データの取り扱い方、統計データの処理方法では、データを相互にクロスさせる手法などが未熟、確立されておらず、18世紀の「政治算術」家と同様にしばしば生のデータ——例えば貿易統計——がそのまま加工されずに用いられると言う欠陥があった²³⁹⁾。その後1799年と1803年の両年に所得税が導入されたことによってイギリスの所得分布に関する統計データは飛躍的に蓄積され、データは多くの「政治算術」家・政治経済学者・統計学者によって利用されたが²⁴⁰⁾、一国の経済・財政全体の計量的分析を可能にする量の統計データや経

239) Hoppit, *Political arithmetic in eighteenth-century England*, p. 533.

240) Studenski, *The Income of Nations*, p. 43. cf. Clarke, *A Survey of the Strength and Opulence of Great Britain*, pp. 82–96; McArthur, *Financial and Political Facts of the Eighteenth and Present Century*, pp. 95–6. クラーク、マッカーサーは一国の経済力測定の基準を国内産業ではなく外国貿易に依然として置いていた。

済・財政理論は18世紀や19世紀初頭イギリスにおいて存在しなかったのも確かである²⁴¹⁾。加えて1803年の所得税は源泉徴収制に依拠し、徴税効率は総所得申告型の所得税に比して格段に高いが個人の所得総額に関するデータが得られず、したがって累進的所得税の実施に不可欠な個人の総所得に関するデータもまた得られないと言う統計上の欠陥も存在した²⁴²⁾。1816年に対仏戦争終結とともに廃止された源泉徴収型所得税は1842年にピール Robert Peel によって再導入され、土地・家屋その他の財産・勤労から生じた「所得」分布に関するデータが徐々に税務当局に蓄積され始めた。国家財政の規模拡大に伴って増加の一途を辿った税務情報は、税務行政組織の再編、とりわけ、17世紀に端を発する内国消費税局 Board of Excise, 1694年創設の印紙税局 Board of Stamps, そして1785年に再編された税務局を1848年に組織統合して出現した内国歳入庁 Board of Inland Revenue²⁴³⁾ によって情報の蓄積は一

表 X 17世紀から18世紀イギリスにおける「国民所得」National Income 推計者と推計値¹⁾

推 計 者	年	国 民 所 得 (単位：百万ポンド)
ベティ	1667	40
ベティ	1676	42
キング	1688	43.5
ダヴナント	1688	44
デッカー	1744	64
フック	1750	100
パルトニー	1779	52.5
ピット	1798	125
ピーク (スコットランドを含む)	1799	217 ²⁾
ベル (スコットランドを含む)	1799-1800	243

資料：Studenski, *The Income of Nations*, p. 51.

1) この統計資料とO'Brien, *The political economy of British taxation*, p. 3, table 2 [玉木訳「イギリス税制のポリティカル・エコノミー」169頁, 表4-2]に掲載されている、「国民所得」National Incomeの数字と比較せよ。

2) Henry Beeke, *Observations on the Produce of the Income Tax, and on its Proportion to the Whole Income of Great Britain*, London: J. Wright, 1800, a new and corrected edition, p. 136 では、2億1750万ポンドとなっている。

241) Hoppit, *Political arithmetic in eighteenth-century England*; Cookson, *Political arithmetic and war in Britain*.

242) Public Record Office T 168/96, 1894? A [Ifred] M [ilner], *Memorandum on income tax reform in 1894*.

243) Cf. Wyn Griffith, *A Hundred Years. The Board of the Inland Revenue, 1849-1949*, London: Somerset House, 1949, p. 2. 内国歳入庁は1857年に最初の年報『内国歳入庁1856年報告書』を出した。BPP, *[First] Report of the Commissioners of Inland Revenue on the Inland Revenue. With much on all forms of trade, transport and industry including transport wines and spirits, etc.*, London: Eyre & Spottiswood, 1857.

層進んだ。やがて所得税の課税データならびに1894年相続税（遺産税）改革以降では資産ストックの分布に関する豊富な財政統計データが、徴税組織の緩やかな中央集権化と並行し内国歳入庁に蓄積され、国民の所得（国民所得）・資産分布を分析する際の有力なデータを多くの研究者に提供することになった²⁴⁴。

結 語

政治算術の創始者とも言うべきペティとダヴナントとは経済・国家財政の定性分析（本質究明）に留まらず、経済・国家財政の定量分析を試み、経済・国家財政を数値で表現しようとした。さらにダヴナントは指導的立場にある政治家が政策策定の現場でその分析結果を利用することの効用をその著作で説いたのである。しかし彼らが構想した理論の体系性にもかかわらず、租税・国債などの財政統計や経済統計の不備・不足とも相俟って政治算術の手法は必ずしも組織的に制度化されなかった。名誉革命以降イギリスは大規模かつ継起的な対外戦争を惹き起こし、戦費財源と位置付けられた国債の残高がそれに従って増加した。18世紀中葉にはこれまでの財政運営の在り方の再考を求める、(1)「年度の経費を年度内の財源で賄う」財政理論の復活、(2) 累積した国債の償還ではなく累積国債をいかに管理するかという財政運営の考えが出現したのであった。このような中で(3) 歳入調達力を有する租税の発掘、(4) 累積国債がイギリス経済・財政に及ぼす影響の測定、国債残高を支える国の租税負担能力の測定・計算がともに進められた。戦費財源と位置付けられた国債は相次ぐ戦争によって累積したが、18世紀中葉における国債を巡る論議は、累積国債を完全に償却することの是非を巡って議会の内外で議論が沸騰した18世紀初頭と異なり、国債の管理、すなわちどの程度の国債残高であれば経済・国家財政にとって安全であるか、国家破産に至らないのかという方向に転換した。残された重要な課題はイギリスの経済力・財政力をいかに可視的に統計数値として表現し測定（定量分析）するのかであった。さらに「年度の経費を年度内の財源で賄う」ためには、歳入調達力を有する租税の発掘と、国の適正な租税負担能力の算出という課題——政治算術の創始者が悩み苦しんだ課題——を果たさねばならなかった。とりわけ18世紀末の対仏戦争ではピットを始めとする政策担当者が構想した所得税は、従来の租税の多くが「消費支出」を課税対象としていたのとは決定的に異なり、「国民の所得」を課

234) 拙稿「1909/10年予算案と第一次世界大戦（下）」、参照。cf. Higgs, *The Information State in England*, p. 131. R. Dudley Baxter, *National Income. The United Kingdom*, London: Macmillan, 1868は所得税の課税データを用いつつ、所得税の免税点以下の労働者階級の所得推計を行ったが、この分析手法は第一次世界大戦前後に内国歳入庁の役人によって一層洗練されたものとなる。Bernard Mallet, *British Budgets 1887-88 to 1912-13*, London: Macmillan, 1913; Josiah Stamp, *British Incomes and Property*, London: P. S. King and Son, 1927 (first edition, 1916).

税対象としていたために、租税新設に際してそれまで「消費支出」を中心に組み立てられていた「国民の所得」「国民所得」概念を転換し、新たな「国民の所得」「国民所得」概念を再鑄造する作業と、新たな概念に沿った国民所得の計算をより厳密かつ綿密に行い、所期の税収をより厳密に予想・確定し税収を確実に国庫に納入する必要があった。しかしピットの導入した総所得申告型の所得税は十分な税収を齎すことなく1802年に対仏戦争の停止により廃止され、翌1803年に査定・徴税方法の点で改良された源泉徴収型の新しい所得税がアディントンによって作成され、実施された。所得税導入の過程でイギリス国民の所得（国民所得）の分布状況についての統計データが大きく整備され、中央政府・内国歳入庁に蓄積された。